

資料編

令和3年2月
伊勢崎市防災会議

資料編 目次

◆別紙 伊勢崎市水防計画

1 条例関係

- 1-1 伊勢崎市防災会議条例
- 1-2 伊勢崎市災害対策本部条例
- 1-3 伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例
- 1-4 伊勢崎市境防災センター条例
- 1-5 伊勢崎市境防災センター条例施行規則
- 1-6 伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程
- 1-7 伊勢崎市戸別受信方式受信機管理規程
- 1-8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 1-9 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 組織関係

- 2-1 防災関係機関一覧表
- 2-2 伊勢崎市防災会議委員名簿

3 災害危険区域関係

- 3-1 農業用ため池一覧
- 3-2 山地災害危険地
- 3-3 防火・準防火地域指定区域図

4 ライフライン関係

- 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

5 被害調査報告関係

- 5-1-1 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)
- 5-1-2 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)別紙
- 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)
- 5-1-4 「災害報告取扱要領」(災害確定報告)
- 5-2-1 参考様式1 人的被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-2 参考様式2 建物被害状況集計 ※災害確定報告添付資料
- 5-2-3 参考様式3 市有財産被害状況報告

- 5-2-4 医療関係被害状況報告
- 5-2-5 防疫関係被害状況報告
- 5-2-6 清掃施設被害および清掃関係事業等状況報告
- 5-2-7 水道施設被害
- 5-2-8 農漁業被害調査報告 様式2 (別紙1)
- 5-2-9 農漁業被害調査報告 様式2 (別紙7)
- 5-2-10 林業関係被害状況報告
- 5-2-11 商業関係被害状況報告
- 5-2-12 工業被害状況報告
- 5-2-13 公共土木施設被害状況報告
- 5-2-14 公立学校教育施設被害状況報告
- 5-3-1 「火災・災害等即報要領」第1号様式 (火災)
- 5-3-2 「火災・災害等即報要領」第2号様式 (特定の事故)
- 5-3-3 「火災・災害等即報要領」第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

6 通信関係

- 6-1 伊勢崎市防災行政無線局関係図
- 6-2 伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表
- 6-3 群馬県防災情報通信ネットワーク図
- 6-4 災害時優先電話回線数一覧表

7 協力協定関係

- 7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表
- 7-2 伊勢崎市消防本部災害時応援協定一覧表
- 7-3 群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

8 備蓄関係

- 8-1 防災倉庫備蓄資機材一覧表

9 医療関係

- 9-1 医療機関等一覧表

10 輸送・交通関係

- 10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表
- 10-2 救援物資集積拠点一覧表
- 10-3 緊急輸送道路

11 ヘリコプター関係

- 11-1 災害時ヘリポート適地一覧表
- 11-2 ヘリコプター保有状況一覧表

12 衛生関係

- 12-1 清掃・衛生関係一覧表

13 広報関係

- 13-1 報道関係機関一覧表

14 文化財関係

- 14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

15 避難関係

- 15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表
- 15-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表
- 15-3 要配慮者利用施設一覧表

16 危険度判定関係

- 16-1 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱
- 16-2 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

17 災害救助関係

- 17-1 災害救助基準

18 各種制度関係

- 18-1 災害弔慰金等の支給制度
- 18-2 住宅再建・取得の支援制度
- 18-3 中小企業者に対する低利融資制度
- 18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

○伊勢崎市防災会議条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、伊勢崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊勢崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 伊勢崎市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 群馬県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長が職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めた団体の構成員のうちから委嘱する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 2 人以内、3 人以内、1 人以内、24 人以内、12 人以内、7 人以内及び 8 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、群馬県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

資料編 1 - 1 伊勢崎市防災会議条例

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 平成 25 年 1 月 1 日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 43 号)

この条例は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 23 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○伊勢崎市災害対策本部条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、伊勢崎市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 28 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料編 1 - 3 伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例

○伊勢崎市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例

平成 28 年 12 月 26 日

条例第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号ハの規定に基づき、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設で当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に伊勢崎市地域防災計画に名称及び所在地を定めるものの用途及び規模を定めるものとする。

(用途及び規模)

第 2 条 水防法第 15 条第 1 項第 4 号ハの条例で定める用途及び規模は、工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が 1 万平方メートル以上のものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市境防災センター条例

平成 17 年 1 月 1 日
条例第 200 号

(設置)

第 1 条 市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害における応急活動の拠点とするため、防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊勢崎市境防災センター

位置 伊勢崎市境島村 43 番地

(管理)

第 3 条 伊勢崎市境防災センター(以下「センター」という。)は、市長が管理する。

(利用時間)

第 4 条 センターの利用時間は、次のとおりとする。

(1) 午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。ただし、災害における応急活動の拠点として利用する場合は、この限りでない。

(2) 前号の規定にかかわらず市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第 5 条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ利用責任者を定め、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

(1) その利用がセンターの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 6 条 前条の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第 7 条 利用者は、センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 利用の許可の条件に従わないとき。

(4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

資料編 1 - 4 伊勢崎市境防災センター条例

(入館の制限)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (2) その他市長が管理上支障があると認める者

(使用料)

第 10 条 センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第 8 条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第 12 条 利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の境町防災センター設置条例(平成 7 年境町条例第 4 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 6 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市境防災センター条例施行規則

平成 18 年 3 月 6 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢崎市境防災センター条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 200 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請及び許可)

第 2 条 条例第 5 条の規定により伊勢崎市境防災センター(以下「センター」という。)の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用期日の 3 箇月前から 3 日前まで(伊勢崎市の休日を定める条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 4 号)第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。)の期間内に境防災センター利用許可申請書(様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、施設等の利用を許可したときは、境防災センター利用許可書(様式第 2 号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用の変更又は取消し)

第 3 条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用許可書の内容を変更しようとするときは、新たに利用許可申請書に当該利用許可書を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 利用者が施設等の利用を取消しようとするときは、速やかに利用許可書を添えて、その旨を市長に申し出なければならない。

(遵守事項)

第 4 条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずにセンター内において寄附の募集、物品の販売等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) センターの管理を担当する職員(以下「職員」という。)の指示に従うこと。
- (5) 利用後、直ちに清掃し、原状に復すること。
- (6) その他市長が定める事項に違反しないこと。

(職員の指示)

第 5 条 職員は、利用者に対しセンターの管理及び利用上必要な指示を与えることができる。

(職員の立入り)

第 6 条 利用者は、職員がセンターの管理のため、その利用に係る施設等に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(以下、様式第 1 号から第 2 号まで省略)

○伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程

平成 17 年 1 月 1 日

訓令甲第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、伊勢崎市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信事務を図るために設置する伊勢崎市防災行政用無線局(以下「防災無線局」という。)の管理及び運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関連法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令によって、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 「固定系親局」とは、特定の 2 以上の送受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 「固定系子局」とは、固定系親局の通信の相手方となる送受信設備をいう。
- (4) 「移動系基地局」とは、陸上移動局を通信の相手方として設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 「陸上移動局」とは、陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載携帯型、車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 「無線系」とは、前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(構成)

第 3 条 防災無線局は、前条第 2 号から第 5 号までに規定する無線局で構成する。

2 無線局の設置については、総括管理者が別に定める。

(総括管理者)

第 4 条 防災無線局に総括管理者を置く。

- (1) 総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- (2) 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 防災無線局に管理責任者を置く。

- (1) 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理・運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。
- (2) 管理責任者は、安心安全課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 防災無線局に通信取扱責任者を置く。

- (1) 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線系の管理運用の業務を所掌する。
- (2) 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から、無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第 7 条 総括責任者は、防災無線局に無線従事者を配置する。

2 総括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって、無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(固定系)(様式第2号)、無線業務日誌(移動系)(様式第3号)を作成し、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた防災無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、防災無線局の運用にたずさわる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、次の各号に掲げる業務書類等を当該各号に定めるところにより保管、管理するものとする。

(1) 電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

(2) 無線業務日誌抄録(様式第4号)を毎年12月末日までに管理責任者に提出し、その写しを整理保管しておくものとする。

(3) 無線従事者選解任届(様式第5号)の写しを整理保管しておくものとする。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

(防災無線局の運用)

第11条 防災無線局の運用については、総括管理者が別に定める固定系及び移動系運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 毎月点検

(3) 年点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者とする。

(2) 毎月点検は、通信取扱責任者とする。

(3) 年点検は、管理責任者とする。

3 点検項目については、無線局保守点検表(様式第6号)のとおりとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前号の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について通信取扱責任者に通知し、処理経過を記録するものとする。

6 無線局の各機器内部の故障修理、改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は、専門業者に委託するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次のとおり定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 防災訓練に併せた通信訓練 毎年1回

(2) 定期通信訓練 毎四半期ごとに1回

2 訓練は、地域住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

資料編 1 - 6 伊勢崎市防災行政用無線局管理運用規程

(研修)

第 14 条 管理責任者は、毎年 1 回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の赤堀町防災行政用無線局管理運用規程(昭和 62 年赤堀町規程第 1 号)又は境町防災行政無線局管理運用規程(平成 2 年境町規程第 4 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日訓令甲第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日訓令甲第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、様式第 1 号から第 6 号まで省略)

○伊勢崎市戸別受信方式受信機管理規程

平成 17 年 1 月 1 日
告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、伊勢崎市防災行政用無線局(固定系)戸別受信方式受信機(以下「戸別受信機」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与条件)

第 2 条 次に該当するものに戸別受信機の貸与を行う。

- (1) 合併前の境町の区域に居住するもの。
- (2) 防災行政上又は行政上当然必要と判断されるもの。

(貸与期間)

第 3 条 前条の適合する期間を、貸与期間とする。

(貸与品の受領)

第 4 条 戸別受信機の貸与を受けるものは、これと引換えに戸別受信機借受書(様式第 1 号)を提出するものとする。

(貸与品の返却)

第 5 条 戸別受信機の貸与を受けたものは、次の各号のいずれかに該当する場合には、戸別受信機返却書(様式第 2 号)を添え速やかに返却するものとする。

- (1) 第 2 条に規定する貸与条件に適合しなくなったとき。
- (2) 防災行政用無線局(固定系)を廃止したとき。

(貸与を受けたものの義務)

第 6 条 戸別受信機の貸与を受けたものは、次の事項を厳守すること。

- (1) 貸与を受けた戸別受信機は、使用者において電池の補給その他保全に留意し、原型を改変してはならない。
- (2) 貸与を受けた戸別受信機が故障等で使用に耐えなくなったときは、直ちに安心安全課へ報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 前号において当該故障等が被貸与者の故意又は重大な過失によって生じたときは、その相当額を弁償しなければならない。

(事務担当)

第 7 条 戸別受信機の貸与に関する事務管理は、安心安全課がこれを行う。

(貸与台帳)

第 8 条 安心安全課長は、戸別受信機の貸与状況を明確にするため、戸別受信機貸与台帳(様式第 3 号)を整備しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の境町戸別受信方式受信局管理規程(平成 2 年境町規程第 5 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 36 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、様式第 1 号から第 3 号まで省略)

○伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 1 月 1 日
条例第 131 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害による死亡者の死亡当時において、当該死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の

資料編 1-8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

一部改正〔平成 31 年条例 7 号〕

(連帯保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし据置期間後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

全部改正〔平成 31 年条例 7 号〕

(償還等)

第 15 条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 14 条第 1 項及び令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

一部改正〔平成 31 年条例 7 号・令和元年 13 号〕

第 5 章 雑則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 58 年伊勢崎市条例第 21 号)(以下「合併前の条例」という。)の規定により災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け(以下「災害弔慰金の支給等」という。)を行うべき事由が生じた自然災害に係る補償については、なお合併前の条例の例による。

3 前項に規定するもののほか、合併前の条例による処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前に合併前の赤堀町、東村又は境町の区域内で発生した自然災害により災害弔慰金の支給等を行うべき事由が生じたもののうち、施行日以後に災害弔慰金の支給等を行うべきものに

資料編 1－8 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

については、この条例の規定による災害弔慰金の支給等とみなし、この条例の規定を適用する。

附 則(平成 23 年 10 月 5 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条並びに第 15 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 1 月 1 日

規則第 94 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条)

附 則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年伊勢崎市条例第 131 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 条例第 12 条の規定による災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に当該貸付決定者の印鑑証明書(連帯保証人を立てる場合は、貸付決定者及び連帯保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支

資料編 1-9 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 58 年伊勢崎市規則第 19 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の様式による用紙とみなし、これを使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 34 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

資料編 1 - 9 伊勢崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

附 則（平成 31 年 3 月 25 日規則第 15 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（以下、様式第 1 号から第 16 号まで省略）

資料編 2 - 1 防災関係機関一覧表

(1) 伊勢崎市

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
総務部安心安全課	今泉町二丁目410	27-2706	26-6123

(2) 伊勢崎市消防

署 名	所 在 地	電 話	FAX
消防本部	今泉町二丁目895	25-3510	26-9995
伊勢崎消防署		25-3918	25-3650
伊勢崎消防署北分署	鹿島町429-5	25-5247	50-8198
伊勢崎消防署南分署	堀口町656-1	32-0062	32-9695
伊勢崎消防署西分署	宮古町89	21-4545	50-8126
赤堀消防署	西久保町二丁目341-3	62-0230	62-0199
東消防署	東小保方町3238	62-8980	40-9167
境消防署	境萩原1753	74-0012	74-0042

(3) 群馬県関係

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
総務部危機管理課	前橋市大手町一丁目1-1	027-226-2244	027-221-0158
伊勢崎行政県税事務所	今泉町一丁目236	25-0782	24-1628
伊勢崎保健福祉事務所	下植木町499	25-5066	24-8842
伊勢崎土木事務所	安堀町247-1	25-4010	21-1046
伊勢崎警察署	鹿島町534-1	26-0110	

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
利根川上流河川事務所八斗島出張所	八斗島町乙913	32-0168	
関東農政局 (群馬県拠点)	前橋市紅雲町一丁目2-2	027-221-1181	027-221-7015
ハローワーク伊勢崎 (伊勢崎公共職業安定所)	太田町554-10	23-8609	23-3697
前橋労働基準監督署伊勢崎分庁舎	下植木町517	25-3363	21-3983
高崎河川国道事務所	高崎市栄町6-41	027-345-6044	027-345-6094
関東運輸局群馬運輸支局	前橋市上泉町399-1	027-263-4440	027-261-0032
前橋地方气象台	前橋市大手町二丁目3-1	027-896-1220 027-896-1536	027-896-1164
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-6000 内線5541	048-601-5022
関東総合通信局	千代田区九段南一丁目2-1	03-6238-1790	03-6238-1629
関東財務局前橋財務事務所	前橋市大手町二丁目3-1	027-221-4491	027-224-4426
関東信越厚生局	さいたま市中央区新都心1-1	048-740-0711	048-601-1325
関東森林管理局	前橋市岩神町四丁目16-25	027-210-1150	027-210-1154
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213	048-601-1310
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0434	048-601-1279
東京航空局東京空港事務所	大田区羽田空港三丁目3-1	03-5757-3020	03-5757-3040

(5) 陸上自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
第12旅団	司令部	北群馬郡榛東村大字新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287 2208 (当直)
		高崎市新町1080	

資料編 2 - 1 防災関係機関一覧表

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
伊勢崎郵便局	曲輪町36-2	25-4340	24-8489
国定郵便局	国定町二丁目2016-5	62-0001	63-9271
境郵便局	境下武士360-2	74-0300	74-6764
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660 027-325-7999 (時間外)	027-330-3008
(株)NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414	027-393-6423
日本銀行前橋支店	前橋市大手町二丁目6-14	027-225-1111	027-220-1025
東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社	前橋市本町一丁目8-16	027-898-4121 0120-995-007 (時間外)	027-225-1511
日本赤十字社県支部伊勢崎地区	市役所社会福祉課	27-2748	26-1808
土地改良区	市役所境支所土地改良課	74-0873	74-4001
日本放送協会前橋放送局	前橋市元総社町189	027-251-1711	027-253-0368
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町三丁目38-2	027-219-0007	027-232-0197
(株)エフエム群馬	前橋市若宮町一丁目4-8	027-230-1882	027-230-1903
東日本高速道路高崎管理事務所	高崎市島野町831	027-353-0211	027-353-0924
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	高崎市栄町6-26	027-320-7126	027-320-7127
東日本旅客鉄道(株)伊勢崎駅	曲輪町3-1	非公開	
東武伊勢崎駅	曲輪町3-1	26-4493	
東武新伊勢崎駅	中央町15-3	25-3053	
東武境町駅	境百々432	74-0014	
伊勢崎ガス(株)	日乃出町108	25-4520	25-4678
(公社)群馬県医師会	前橋市千代田町一丁目7-4	027-231-5311	027-231-7667
(一社)伊勢崎佐波医師会	下植木町481	25-5316	23-2657
(公社)群馬県歯科医師会	前橋市大友町一丁目5-17	027-252-0391	027-253-6407
(一社)伊勢崎歯科医師会	上泉町151	23-2772	21-0394
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町1858-7	027-269-5565	027-269-8601
伊勢崎エルピーガス協会	大手町12-30	24-1699	
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072	027-261-5537
群馬中央バス(株)伊勢崎営業所	曲輪町5-1	25-2628	
国際十王交通(株)伊勢崎営業所	末広町173-2	23-5244	
(一社)群馬トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
(一社)群馬トラック協会佐波伊勢崎支部	境上刈名1306-2佐波伊勢崎運送事業協同組合内	76-0001	

(7) その他の公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	所 在 地	電 話	FAX
佐波伊勢崎農業協同組合本所	連取町3096-1	20-1220	23-8611
伊勢崎市社会福祉協議会	上泉町151	25-4546	21-8252
伊勢崎商工会議所	昭和町3919	24-2211	24-4362
群馬伊勢崎商工会	東町2668-1	62-2580	20-2105
(一社)群馬県建設業協会伊勢崎支部	上植木本町2731-4	25-1793	23-9059
伊勢崎管工設備協同組合	菑塚町306-1	24-1060	23-6065
伊勢崎市女性防火クラブ	今泉町二丁目895	25-3511	26-9995

資料編 2 - 2 伊勢崎市防災会議委員名簿

第1号委員（2人以内） 指定地方行政機関のうちから市長が委嘱する者	利根川上流河川事務所八斗島出張所長
	関東地方整備局高崎河川国道事務所長
第2号委員（3人以内） 群馬県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者	伊勢崎土木事務所長
	伊勢崎行政県税事務所長
	伊勢崎保健福祉事務所長
第3号委員（1人以内） 群馬県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者	伊勢崎警察署長
第4号委員（24人以内） 市長が職員のうちから任命する者	副市長
	病院事業管理者
	総務部長
	企画部長
	財政部長
	市民部長
	環境部長
	健康推進部長
	福祉こども部長
	長寿社会部長
	経済部長
	建設部長
	都市計画部長
	公営事業部長
	上下水道局長
	伊勢崎市民病院副院長兼経営企画部長
	会計管理者
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
教育部長	
赤堀支所長	
あずま支所長	
境支所長	
第5号委員 教育長	教育長

資料編 2 - 2 伊勢崎市防災会議委員名簿

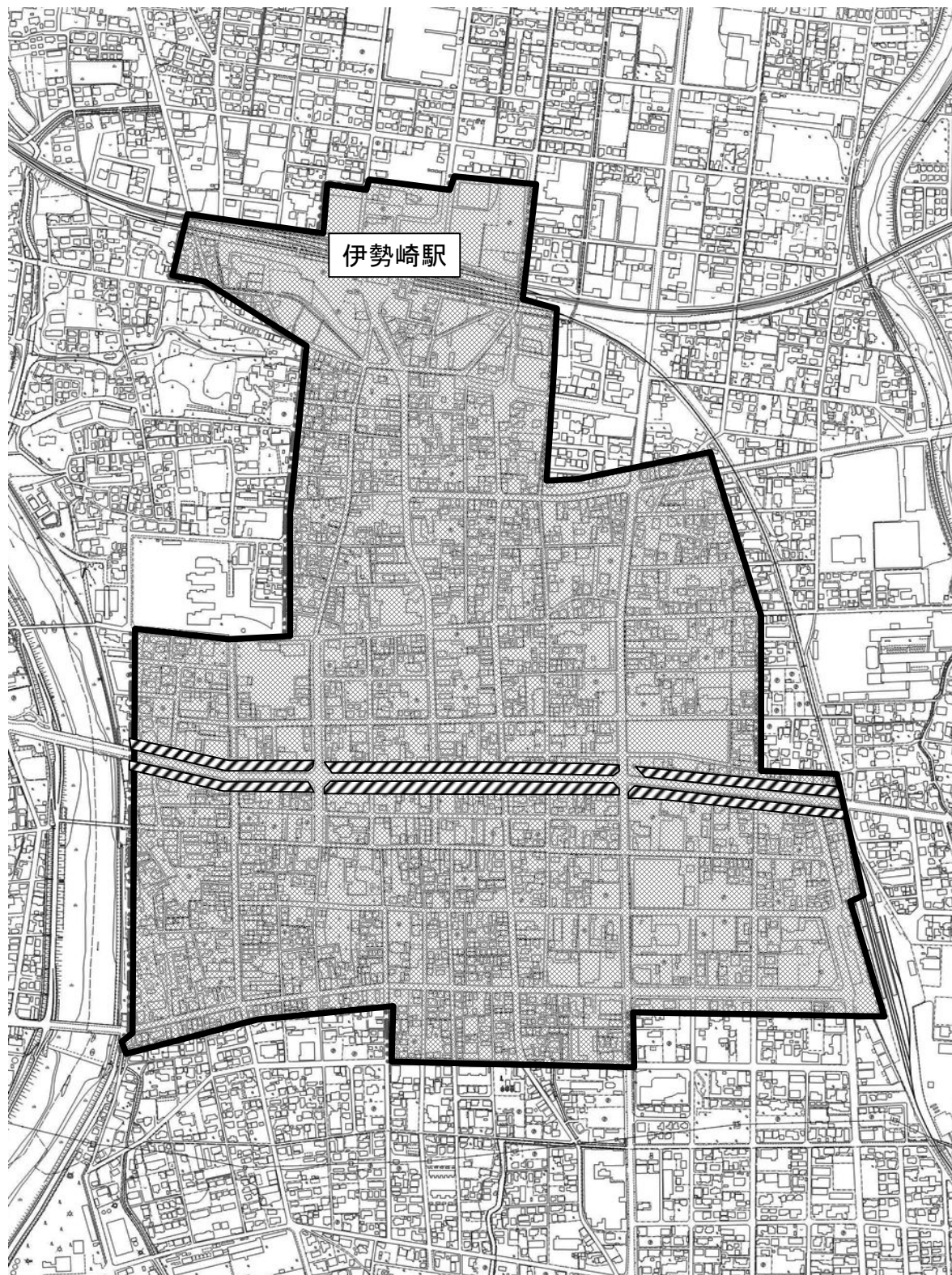
第 6 号委員	消防長
消防長及び消防団長	伊勢崎市消防団長
第 7 号委員（12 人以内） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者	日本郵便(株)伊勢崎郵便局 (株)NTT東日本群馬支店 伊勢崎ガス(株) 東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社 東日本旅客鉄道(株)前橋駅 東武鉄道(株)東武伊勢崎駅 群馬中央バス(株) 国際十王交通(株)伊勢崎営業所 (一社)伊勢崎佐波医師会 (一社)群馬県トラック協会佐波伊勢崎支部 (一社)群馬県LPガス協会伊勢崎支部 (公社)群馬県看護協会
第 8 号委員（7 人以内） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から市長が委嘱する者	伊勢崎市区長会 伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会 伊勢崎市社会福祉協議会 伊勢崎市老人クラブ連合会 伊勢崎市身体障害者福祉団体連合会 伊勢崎ボランティア協会 伊勢崎市女性防火クラブ
第 9 号委員（8 人以内） 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めた団体の構成員のうちから委嘱する者	佐波伊勢崎農業協同組合 (一社)群馬県建設業協会伊勢崎支部 伊勢崎管工設備協同組合 伊勢崎商工会議所女性会 群馬伊勢崎商工会 伊勢崎市食生活改善推進協議会 伊勢崎市くらしの会 伊勢崎市健康推進員協議会

資料編 3-1 農業用ため池一覧

名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	貯水面積 (ha)	備考
波志江上沼	波志江町3096-1	4.5	413	107	3.57	防災重点ため池
波志江下沼	波志江町2768	5.2	282	220	10.22	防災重点ため池
新沼	本関町1215	4.4	546	65	2.16	防災重点ため池
鯉沼	三和町2009-1	2.8	151	54	2.16	防災重点ため池
蟹沼	波志江町3715-1	3.7	155	23	1.13	防災重点ため池
磯沼	磯町350-1	3.2	93	7	0.45	防災重点ため池
五反田沼	東小保方町2943	0.6	157	9	0.70	
伊与久沼	境伊与久3098	1.1	519	93	5.70	防災重点ため池
東新井溜池 1 号	境東新井679	0.6	122	6	0.30	
東新井溜池 2 号	境東新井704	3.0	88	9	0.45	
東新井溜池 3 号	境東新井631	1.0	134	4	0.50	

資料編 3-2 山地災害危険地

地区区分	地区名	所在地
山腹崩壊	権現山	豊城町



-  防火地域
-  準防火地域

資料編 4-1 ライフライン関係連絡先一覧表

機 関 名	所 在 地	電 話
東日本電信電話(株)群馬支店	高崎市高松町3	027-321-5660
		027-325-7999(時間外)
(株)NTTドコモ群馬支店	高崎市高松町13	027-393-6414
東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社	前橋市本町1-8-16	027-898-4121
		0120-995-222(時間外)
伊勢崎ガス(株)	日乃出町108	0270-25-4520
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町1-10-7	027-255-6121
伊勢崎エルピーガス協会	大手町12-30	0270-24-1699
伊勢崎市上下水道局	連取町1952	0270-30-1230
伊勢崎市 上下水道局 下水道施設課	茂呂南町5097 伊勢崎浄化センター内	0270-27-2775
伊勢崎市 清掃リサイクルセンター21	柴町954	0270-32-3166

資料編 5-1-1 「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	群馬県
市町村市 (消防本部)	
報告者名	

消防庁受信者指名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時		
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟				
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟				
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類	棟				
	199 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の 活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣 要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料編 5-1-2 「火災・災害等即報要領」第4号様式 (その1) 別紙

第4号様式 (その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

市町村名	災害発生情報		避難指示 (緊急)		避難勧告		避難準備・高齢者等避難開始		発令日時	
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

資料編 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名			田	流失・埋没	ha		
	第 報				冠 水	ha		
報 告 者 名	(月 日 時現在)			畑	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
区 分		被 害		学 校	箇 所			
区 分		被 害			病 院	箇 所		
区 分		被 害		道 路		箇 所		
区 分		被 害			橋 り よ う	箇 所		
人 的 被 害	死 者	人		河 川		箇 所		
	うち災害関連死者	人			港 湾	箇 所		
	行 方 不 明 者	人				砂 防	箇 所	
	負 傷 者	重 傷	人		清 掃 施 設		箇 所	
	軽 傷	人		崖 く ず れ	箇 所			
住 家 被 害	全 壊		棟	鉄 道 不 通	箇 所			
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻		
	一 部 破 損		棟			水 道	戸	
	床 上 浸 水		棟		電 話		回 線	
	床 下 浸 水		棟			電 気	戸	
			世帯		ガ ス		戸	
			人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
			棟		り 災 世 帯 数		世 帯	
			世帯			り 災 者 数	人	
			人		火 災 発 生		建 物	
非 住 家	公 共 建 物		棟	危 険 物		件		
	そ の 他		棟	そ の 他		件		

資料編 5-1-3 「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円				団 体
被 害 総 額	千円			119 番件数	件
災害の概況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること

資料編5-1-4 「災害報告取扱要領」(災害確定報告)

第1号様式 「災害確定報告」

都 道 府 県				区 分			被 害
災 害 名 ・ 確 定 年 月 日	月 日 時確定			田	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報 告 者 名				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分		被 害		病 院	箇 所		
区 分		被 害		橋 り ょ う	箇 所		
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	河 川	箇 所	
		うち災害関連死者	人		港 湾	箇 所	
	行 方 不 明 者		人		砂 防	箇 所	
	負 傷 者	重 傷	人		清 掃 施 設	箇 所	
軽 傷		人	崖 く ず れ	箇 所			
住 家 被 害	全 壊		棟	の	鉄 道 不 通	箇 所	
			世帯		被 害 船 舶	隻	
			人		水 道	戸	
	半 壊		棟		電 話	回 線	
			世帯		電 気	戸	
			人		ガ ス	戸	
	一 部 破 損		棟		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
			世帯				
			人				
	床 上 浸 水		棟				
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数	世 帯			
		世帯	り 災 者 数	人			
		人					
非 住 家	公 共 建 物		棟	火 災 発 生	建 物	件	
	そ の 他		棟		危 険 物	件	
					そ の 他	件	

資料編 5 - 1 - 4 「災害報告取扱要領」 (災害確定報告)

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 部	名称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 部 名	設置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円		災 害 部 名	計 団 体			
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数		団 体	災 害 救 助 方 名	計 団 体			
そ の 他	農 産 被 害	千 円					
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他 (避難の勧告・指示の状況)						

人的被害状況集計

【参考様式1】

災害原因	
災害の発生日時	年 月 日
報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	〇〇市

本様式は、「kikikanri@pref.gunma.lg.jp」へメール送信してください。

整理番号	年齢	性別	氏名(入力任意)	発生場所	発生日時	該当箇所○を記載			事故の概要 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述
						死亡	重傷	軽傷	
1									
2									
3									
4									
5									

※即報様式(FAXまたは総合防災情報システム)により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。
 ※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

建物被害状況集計

【参考様式2】

災害原因	台風第〇号				
災害の発生日時	年	月	日	時	分
報告日時	年	月	日	時	分
市町村名	〇〇市				

本様式は、「kikikanri@pref.gunma.lg.jp」へメール送信してください。

整理番号	建物の別			発生場所	発生日時 (覚知日時)	該当箇所に○を記載				世帯数	人数	被害詳細 ※発生時の状況や負傷状況をわかる範囲で記述	
	分類1	分類2	分類3			施設名	全壊	大規模半壊	半壊				一部損壊
(記載例)	住家	2階建て		〇〇〇〇宅	大手町1-1-1	H24.00.00 00:00			○				倒木により、屋根の一部を破損 (自主避難等なし)
(記載例)	住家	平屋		△△△△宅	□□町□□□	H24.00.00 00:00				○			住宅敷地が周囲より低いために雨水 が流入し、さらに、玄関内部に1cm程 度の深さで浸水した。
1													
2													
3													
4													
5													

※即報様式(FAXまたは県総合防災情報システム)により報告した被害について、詳細情報を、本様式により報告すること。

※住家・非住家を区別すること。

※非住家にあつては、半壊以上ものを計上すること(「公共施設」と「その他の施設」で区別)

※被害の程度は、「被害認定基準」に基づき判断すること。

※浸水は、あくまで住家の浸水であり、住宅敷地の浸水だけの場合は計上しないこと。

※消防本部との連絡を密にして、情報の整合を図ること。

市有財産被害状況報告(概況・中間・確定)			
伊勢崎市			
所(院・学校)		月 日 時 分現在	
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	伊勢崎市		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	

その1 建物

種別	全壊(焼)失		半壊(焼)		一部破損		被害見込額	
	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	棟数	被害見込額 千円	合 計	計 千円

(注)種別は庁舎、公舎、学校、病棟、住宅等とする。

その2 土地

区分 地目	被害面積			被害見込額
	流失	埋没	計	
田	ha	ha	ha	千円
畑				
宅地				
山林				
原野				

医療関係被害状況報告(概況・中間・確定)					
伊勢崎市					
月 日 時 分現在					
災害の原因		災害発生日時	年 月 日 時 分		
災害発生場所	伊勢崎市				
報告の日時	日 時 現在	受信機関			
発信機関		受信者			
発信者					
被害状況					
区分	施設名 (市町村別)	施設数	被害程度	被害金額(千円)	摘要
病院	公的				
	私的				
	計				
診療所	公的				
	私的				
	計				
歯科 診療所	公的				
	私的				
	計				
助産所	公的				
	私的				
	計				
その他	公的				
	私的				
	計				

(注) 公的は、国・県・市町村・公共立を含む。

防疫関係被害状況報告(日報) (概況・中間・確定)																																																													
伊勢崎市																																																													
月 日 時 分現在																																																													
災害の原因		災害発生場所	年 月 日 時 分																																																										
災害発生場所	伊勢崎市																																																												
発信機関		受信機関																																																											
発信者		受信者																																																											
措 置	1. そ族昆虫駆除の地域指定の要否 2. 代執行の必要の有無 3. 災害救助法の適用の有無 4. 感染症指定医療機関の被害状況の概要 5. 応援の必要の有無(器材・人員等) 6. その他参考となる事項																																																												
防 疫 活 動	1. 患者発生数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">病名</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">真症</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">名(累計</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">名)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保菌者</td> <td style="text-align: center;">名(累計</td> <td style="text-align: center;">名)</td> <td style="text-align: center;">死者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">名(累計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">名)</td> </tr> </table> 2. 防疫活動状況 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">検病調査戸数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">戸(延</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">戸)</td> </tr> <tr> <td>検診件数(人員)</td> <td style="text-align: center;">名(延</td> <td style="text-align: center;">名)</td> </tr> <tr> <td>防疫活動従事者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">保険福祉事務所</td> <td style="text-align: center;">名(延</td> <td style="text-align: center;">名)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">本庁職員</td> <td style="text-align: center;">名(延</td> <td style="text-align: center;">名)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">市町村関係</td> <td style="text-align: center;">名(延</td> <td style="text-align: center;">名)</td> </tr> </table> 3. 清潔方法実施 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="4" style="padding-left: 20px;">消毒方法実施</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-left: 20px;">そ族昆虫駆除実施</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">集団避難所数及び収容人員</td> <td style="text-align: center;">力所</td> <td style="text-align: center;">名(延</td> <td style="text-align: center;">名)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">汚染井戸及び消毒済井戸戸数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">汚染</td> <td style="text-align: center;">力所</td> <td style="text-align: center;">消毒済</td> <td style="text-align: center;">力所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(延</td> <td style="text-align: center;">力所)</td> </tr> </table> 4. 感染症法による生活用水の供給人員 名(延 名) 地区名 5. 災害救助法による飲料水の供給人員 名(延 名) 地区名 6. その他			病名	真症	名(累計	名)	保菌者	名(累計	名)	死者				名(累計				名)	検病調査戸数	戸(延	戸)	検診件数(人員)	名(延	名)	防疫活動従事者			保険福祉事務所	名(延	名)	本庁職員	名(延	名)	市町村関係	名(延	名)	消毒方法実施				そ族昆虫駆除実施				集団避難所数及び収容人員	力所	名(延	名)	汚染井戸及び消毒済井戸戸数				汚染	力所	消毒済	力所			(延	力所)
病名	真症	名(累計	名)																																																										
保菌者	名(累計	名)	死者																																																										
			名(累計																																																										
			名)																																																										
検病調査戸数	戸(延	戸)																																																											
検診件数(人員)	名(延	名)																																																											
防疫活動従事者																																																													
保険福祉事務所	名(延	名)																																																											
本庁職員	名(延	名)																																																											
市町村関係	名(延	名)																																																											
消毒方法実施																																																													
そ族昆虫駆除実施																																																													
集団避難所数及び収容人員	力所	名(延	名)																																																										
汚染井戸及び消毒済井戸戸数																																																													
汚染	力所	消毒済	力所																																																										
		(延	力所)																																																										

清掃施設（含下水道終末処理場）被害及び清掃関係事業等状況報告（概況・中間・確定）											
伊勢崎市											
					月	日	時	分現在			
災害の原因					災害発生日時		年	月	日	時	分
災害発生場所		伊勢崎市									
発信機関					受信機関						
発信者					受信者						
被害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	員数	単価	所要金額	備考				
					円	円					
災害のため特に必要となった清掃事業											
し尿処理					ごみ処理						
区分	員数	単価	金額	備考		員数	単価	金額	備考		
人夫賃				汲取戸数 戸	人夫賃				汲取量 t		
借上料					借上料						
器具機材費					器具機材費						
桶				処理量 kl	スコップ				清掃期間 月 日 ~ 月 日		
燃料費				清掃期間 月 日 ~ 月 日	燃料費						
ガソリン					ガソリン						
その他					その他						
合計					合計						
緊急応援の必要性											

水道施設被害状況報告（概況・中間・確定）							
伊勢崎市				年	月	日	時 分現在
災害の原因				災害発生日時	年 月 日 時 分		
災害発生場所	伊勢崎市						
発信機関				受信機関			
発信者				受信者			
飲用水供給状況記録簿							
供給年月日	供給区域	供給戸数	供給人口	給水用機械器具			備考
				名称	数量	所有者数	
災害の状況	施設名	区分	復旧工事内容	数員	単価 千円	所要金額 千円	備考
災害状況				断減水の状況			
応急措置				緊急応援の必要性			

資料編 5-2-8 農漁業被害調査報告
様式 2 (別紙 1)

農作物被害状況(桑被害を含む。)

市町村名	作物名	総栽培面積 (ha)	被害面積 (ha)	被害程度別面積				ha当たりの ha当り の 平年 収量 (t)	被害減収量(t) 内30%以上の 被害に係るもの	被害額 (千円)		被害戸数 (戸)	備考 (町又は大字の名称)
				30% 未満 (ha)	30%以上 50%未満 (ha)	50%以上 70%未満 (ha)	70%以上 90%未満 (ha)			90% 以上 (ha)	ト当たり 単価 (千円)		
小計													
小計													
小計													
小計													
合計													

注

- ① 市町村ごとに各欄の小計を記入すること。
- ② 苗代は本庄と区別し記載すること。(例:水稲と水稲(苗)とを区別する。)
- ③ 皆無換算面積は、被害程度別面積に30%未満にあっては0.4、50%以上70%未満にあっては0.6、70%以上90%未満にあっては0.8、90%以上100%未満にあっては0.95を乗じた数(0.1ha未満は四捨五入)の合計を記入する。
なお、被害面積の大部分30%未満の被害でその部分を0.15で計算すると被害の実態に適合しないと認められるときの皆無換算面積の算出割合は、0.15とは異なる実情に即した割合でその部分を被害程度別面積30%未満欄に0書きすること。
- ④ 被害減収量を算出する場合は、原則として関東農政局前橋統計・情報センター公表の数値を用いることとするが、豊凶差等により実体に添わない場合は別の方法によること。
なお、別の方法による場合は、農政課にその旨連絡願いたいこと。
- ⑤ 被害金額を算出する場合は、農政課が指示した標準単価によるが、標準単価のないものは時価によること。
- ⑥ 苗代についての被害面積はアール単位で記載すること。この場合「ha当たりの平年収量」は「a当たりの平年収量」と読み替えること。
- ⑦ 面積の単位はhaとなっており、小数点以下第1位未満は四捨五入すること。
- ⑧ 被害戸数については、30%以上の被害を受けた戸数を0内に再掲すること。
- ⑨ 皆無換算面積、被害減収量、被害金額については、30%以上の被害に係るものをそれぞれの欄に再掲すること。

資料編 5-2-9 農漁業被害調査報告
 様式 2 (別紙 7)

農業関係共同利用施設被害状況

(単位:件、千円)

分類	施設名	農業協同組合名 又は、農業協同 組合連合会名				農業協同組合および同連合会所有のもの				その他の所有のもの				合計		被害戸数 (戸)			
		全壊 件数	金額	大破 件数	金額	中破 件数	金額	小破 件数	金額	計 金額	全壊 件数	金額	大破 件数	金額	中破 件数		金額	小破 件数	金額
耕種関係																			
畜産関係																			
蚕糸関係																			
園芸関係																			
その他																			
自然牧野																			
合計																			

注 ① 「分類」欄は、「耕種関係」、「畜産関係」、「蚕糸関係」、「園芸関係」、「その他」及び「自然牧野」に区分して記載すること。ただし、該当がない区分については、省略すること。
 ② 「耕種関係」とは、水陸稲、麦類、雑穀、いも類、豆類等の保管、農耕等に供する関係施設をいうこと。
 ③ 「園芸関係」には、工芸作物(たばこ、茶、こんにやく等)関係施設を含むこと。
 ④ 「その他」には、「自然牧野」以外のもので、他の分類に属さないもの(有線放送、配電施設等)を記載すること。
 ⑤ 用途が複数の施設については、その主たる用途に分類したうえで記載すること。
 ⑥ 施設名は、別表を参考のうえ記載すること。(養殖施設を含む。)
 ⑦ 「全壊」、「大破」、「中破」、「小破」については、別紙6注①のとおりであること。

商業関係被害状況報告（概況・中間・確定）			
伊勢崎市			
年 月 日 時 分現在			
災害の原因		災害発生日時	
災害発生場所	伊勢崎市		
発信機関		受信機関	
発信者		受信者	
区分	被害件数	被害金額	備考 (店舗であって、住所と別である) (ゲタバキ住宅) (街灯、ウィンドー、広告等) (アーケード、ゲージ等)
建物	棟	千円	
施設	件	千円	
共同施設	件	千円	
商品		千円	
その他		千円	

(注) その他は具体的に記入すること。

工業関係被害状況報告（概況・中間・確定）								
		伊勢崎市	年	月	日	時	分	現在
災害の原因		災害発生日時	年	月	日	時	分	
災害発生場所	伊勢崎市							
発信機関		受信機関						
発信者		受信者						
事 項		中小企業者	その他の事業者	計				
建物設備等有形固定資産の 損 害	全 壊 (注1)	件数						
		損害額						
	その他の 損 壊	件数						
		損害額						
事業協同組合、商工組合の被害	件 数							
共同施設の被害（注2）	損 害 額							
製品、仕掛品原材料の損壊（注3）	損 害 額							
小 計								
床下浸水	戸数							
床下浸水	戸数							
除雪、排水等の被害対策に要した経費								
その他災害により生じた損害額（注4）								
総 額								

- (1) 全流出、全埋没、全焼その他被害程度においてこれらに類するものを含む。
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合もしくは協同組合連合会または商工組合もしくは商工連合会の共同施設、共同作業場及び原材料置き場についての物的被害。
- (3) 流出、埋没、焼失その他の被害の程度においてこれに類するものを含む。
- (4) 季節的商品の出荷遅延による価値の減少額等。

公共土木施設被害状況報告（概要・中間・確定）					
伊勢崎市			年	月	日 時 分現在
災害の原因		災害発生日時	年	月	日 時 分
災害発生場所	伊勢崎市				
発信機関		受信機関			
発信者		受信者			

その1 被害総括表

	国庫補助災害				小 計		県単災害		合 計	
	県工事		市町村工事		箇所数	被害金額	箇所数	被害金額	箇所数	被害金額
	箇所数	被害金額	箇所数	被害金額						
河川										
砂防										
道路										
橋梁										
計										

その2 による出水状況

河川名	測定値	平水位	警戒水位	今回の水位	備考

その3 による降水量調

測定位置	月 日	月 日	月 日	月 日
	()雨量	()雨量	()雨量	()雨量
	連続雨量	連続雨量	連続雨量	連続雨量

その4 被害箇所内訳

路河川名	町名	工種	長	幅	復旧見込額	うち 応急費	未成額 (転属額)	備考

その5 交通止箇所調

路線名	町名	被害状況	交通処理状況	復旧見込	復旧月日	備考

資料編 5-3-1 「火災・災害等即報要領」第1号様式（火災）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受診者名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)			(鎮 庄 日 時)	(月 日 時 分)	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽傷	人			
建物の概要	構造			建築面積	m ²	
	階層			延べ面積	m ²	
焼損程度	全焼棟数	半焼棟数	部分焼棟数	ぼや棟	計棟	建物焼損床面積
						焼損面積
り災世帯数	世帯			気象状況	建物焼損表面積	
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編 5-3-2 「火災・災害即報要領」第2号様式（特定の事故）

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)		(月 日 時 分)	
消防覚知方法	気 象 状 況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	事業所	出 場 機 関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
	そ の 他		人	
	消 防 本 部 (署)		台 人	
	消 防 団		台 人	
	消防防災ヘリコプター		機 人	
	海 上 保 安 庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編 5-3-3 「火災・災害等即報要領」第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

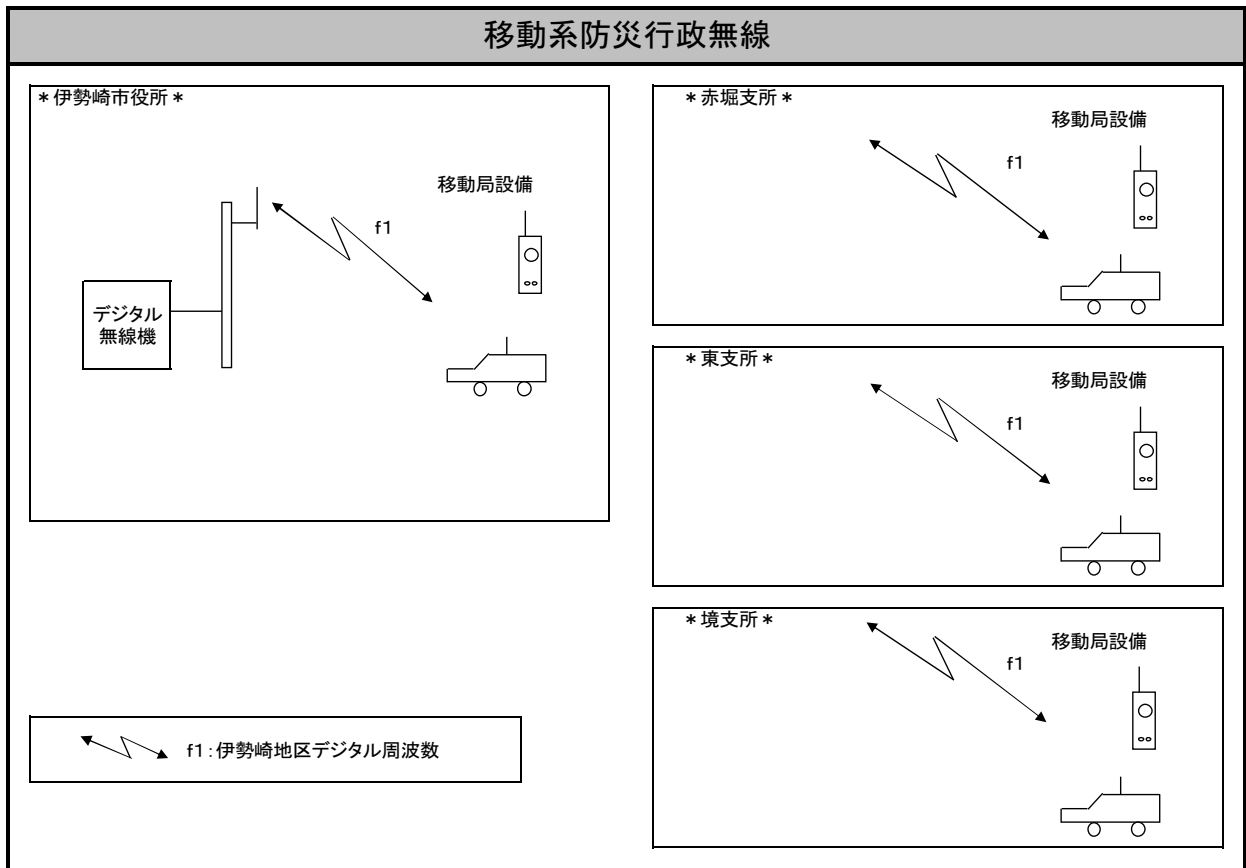
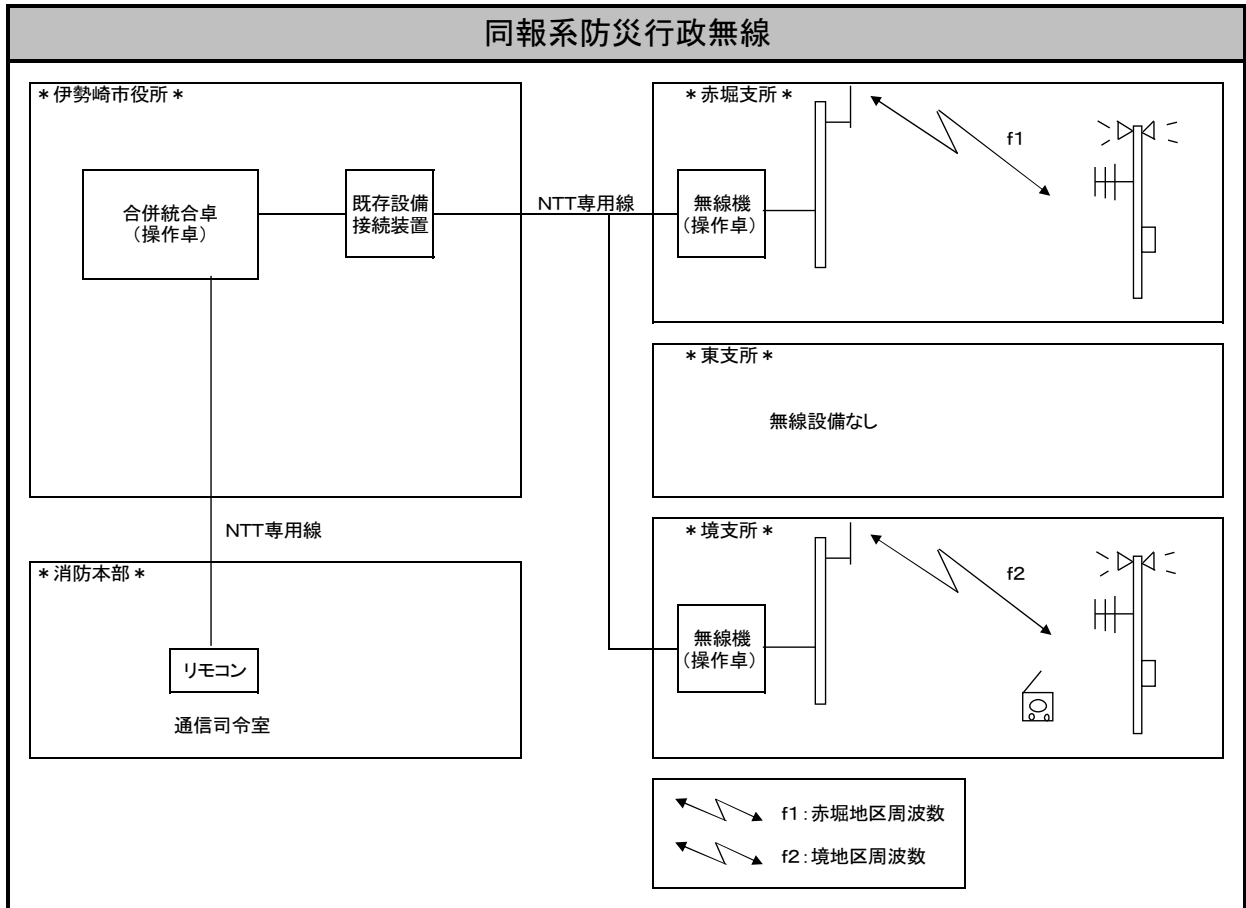
報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者指名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (知覚日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
不明 人				
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編6-1 伊勢崎市防災行政無線局関係図



資料編 6-2 伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表

伊勢崎市防災行政無線局呼称一覧表

識別番号(呼出名称)	無線局の種類	空中線電力	使用部 課	設置場所・車種車番
ぼうさいいせさき100	基地局(統制台)	10W	総務部安心安全課	市役所東館3階防災無線室
ぼうさいいせさき150	遠隔制御装置	-	総務部安心安全課	市役所東館3階災害対策室
ぼうさいいせさき151	遠隔制御装置	-	建設部道路維持課	市役所本館3階道路維持課
ぼうさいいせさき200	半固定型	5W	上下水道局	
ぼうさいいせさき201	車載型	5W	上下水道局浄水課	エブリイ 群馬480う8579
ぼうさいいせさき202	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480こ3079
ぼうさいいせさき203	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	ハイゼット 群馬41め8435
ぼうさいいせさき204	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480せ6059
ぼうさいいせさき205	車載型	5W	上下水道局上水道整備課(広瀬浄水場に配備)	アトラス 群馬800す6695
ぼうさいいせさき206	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480す8734
ぼうさいいせさき207	車載型	5W	上下水道局総務課	エクストレイル 群馬301め8131
ぼうさいいせさき208	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480と9403
ぼうさいいせさき209	車載型	5W	上下水道局浄水課	サンバー 群馬480け1939
ぼうさいいせさき210	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	ダイナ 群馬800せ8966
ぼうさいいせさき211	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480せ6058
ぼうさいいせさき212	車載型	5W	上下水道局浄水課	サンバー 群馬41め8373
ぼうさいいせさき213	車載型	5W	上下水道局浄水課	エブリイ 群馬41み8309
ぼうさいいせさき214	車載型	5W	上下水道局浄水課	ライトエース 群馬46は4210
ぼうさいいせさき215	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬480せ6060
ぼうさいいせさき216	半固定型	5W	上下水道局境下武土浄水場	
ぼうさいいせさき217	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	エブリイ 群馬41め8554
ぼうさいいせさき218	車載型	5W	上下水道局総務課	エブリイ 群馬480こ3080
ぼうさいいせさき219	車載型	5W	上下水道局上水道整備課	ダイナ 群馬88に7561
ぼうさいいせさき220	携帯型	2W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき221	携帯型	2W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき222	半固定型	5W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき223	携帯型	2W	上下水道局浄水課	
ぼうさいいせさき224	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき225	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき226	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき227	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき228	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき229	携帯型	2W	上下水道局浄水課(境下武土浄水場に配備)	
ぼうさいいせさき230	携帯型	2W	上下水道局上水道整備課	
ぼうさいいせさき300	車載型	5W	総務部安心安全課	エクストレイル 群馬800せ3153
ぼうさいいせさき301	携帯型	2W	総務部安心安全課	
ぼうさいいせさき302	携帯型	2W	総務部安心安全課	
ぼうさいいせさき303	携帯型	2W	総務部安心安全課	
ぼうさいいせさき320	半固定型	5W	建設部道路維持課	
ぼうさいいせさき321	車載型	5W	建設部道路維持課	ウイングロード 群馬800す9326
ぼうさいいせさき322	車載型	5W	建設部道路維持課	キャラバン 群馬800す7878
ぼうさいいせさき323	車載型	5W	建設部あずま道路対策室	ADバン 群馬800す218
ぼうさいいせさき324	車載型	5W	建設部土木課	エクストレイル 群馬800せ3151
ぼうさいいせさき325	車載型	5W	建設部赤堀道路対策室	ライトエース 群馬800せ8188
ぼうさいいせさき326	車載型	5W	建設部道路維持課	ADバン 群馬400た1477
ぼうさいいせさき327	車載型	5W	建設部境下道路対策室	パートナー 群馬800せ8405
ぼうさいいせさき328	携帯型	2W	建設部道路維持課	
ぼうさいいせさき329	携帯型	2W	建設部道路維持課	
ぼうさいいせさき330	携帯型	2W	建設部道路維持課	
ぼうさいいせさき340	車載型	5W	建設部道路維持課	エクストレイル 群馬800せ3152
ぼうさいいせさき341	携帯型	2W	建設部土木課	
ぼうさいいせさき342	携帯型	2W	建設部土木課	
ぼうさいいせさき350	携帯型	2W	経済部土地改良課	
ぼうさいいせさき360	半固定型	5W	上下水道局伊勢崎浄化センター	
ぼうさいいせさき361	車載型	5W	上下水道局下水道整備課	サンバー 群馬480う6471
ぼうさいいせさき362	車載型	5W	上下水道局下水道施設課	ファミリア 群馬501す2722
ぼうさいいせさき363	車載型	5W	上下水道局伊勢崎浄化センター	エブリイ 群馬480え1699
ぼうさいいせさき364	携帯型	2W	上下水道局下水道施設課	
ぼうさいいせさき365	携帯型	2W	上下水道局伊勢崎浄化センター	
ぼうさいいせさき366	携帯型	2W	上下水道局下水道整備課	
ぼうさいいせさき370	携帯型	2W	都市計画部公園緑地課	
ぼうさいいせさき371	携帯型	2W	都市計画部公園緑地課	
ぼうさいいせさき380	携帯型	2W	教育部総務課	
ぼうさいいせさき381	携帯型	2W	教育部総務課	
ぼうさいいせさき400	半固定型	5W	赤堀支所	
ぼうさいいせさき401	車載型	5W	赤堀支所庶務課	エブリイ 群馬400せ6939
ぼうさいいせさき402	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき403	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき404	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき405	携帯型	2W	赤堀支所庶務課	
ぼうさいいせさき410	半固定型	5W	あずま支所	
ぼうさいいせさき411	車載型	5W	あずま支所庶務課	ビッグホーン 群馬88ぬ3635
ぼうさいいせさき412	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき413	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき414	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき415	携帯型	2W	あずま支所庶務課	
ぼうさいいせさき420	半固定型	5W	境支所	
ぼうさいいせさき421	車載型	5W	境支所庶務課	ジムニー 群馬880あ1632
ぼうさいいせさき422	車載型	5W	境支所庶務課	エブリイ 群馬480て1265
ぼうさいいせさき423	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき424	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき425	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき426	携帯型	2W	境支所庶務課	
ぼうさいいせさき430	携帯型	2W	消防本部警防課	
ぼうさいいせさき431	携帯型	2W	消防本部通信指令課	
ぼうさいいせさき440	半固定型	5W	市民病院企画財政課	

伊勢崎市(赤堀支所)防災行政無線局呼称一覧表

呼出名称	無線局種類	空中線電力	使用部課	設置場所・車種車番
ぼうさいあかぼり	基地局	1W		

伊勢崎市(境支所)防災行政無線局呼称一覧表

呼出名称	無線局種類	空中線電力	使用部課	設置場所・車種車番
ぼうさいさかい	基地局	1W		

資料編 6 - 4 災害時優先電話回線数一覧表

施設等名称	回線数	災害時優先電話とは
本庁	6	<p>災害が発生した場合、被災地への電話が集中することから、災害時の救援・復旧や公共の秩序の維持に必要な重要通信を確保するため、NTT等が通話を規制する場合がありますが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取り扱われます。</p>
赤堀支所	3	
あずま支所	1	
境支所	4	
水道局	7	
消防本部	15	
各施設	84	
計	120	

資料編7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

伊勢崎市 災害時等における協力協定等 一覧表

(令和2年12月1日 現在)

No.	協定等名称	協定成立年月日	協定機関	備考
1	友好親善都市災害支援協定	H 8. 3. 28	長岡市寺泊地区	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
2	災害における相互応援に関する要綱	H 8. 10. 14	北関東・新潟地域連携推進協議会	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
3	群馬県水道災害相互応援協定	H13. 2. 9	群馬県内各市町村	応急給水及び応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供等
4	災害時における即席麺調達に関する協力協定	H13. 2. 28	まるか食品株式会社	即席麺 150,000食の供給
5	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H17. 4. 8	三国コカ・コーラボトリング株式会社	自動販売機内在庫製品の無償提供等
6	災害時における水道施設の応急対策業務の協力に関する協定	H17. 9. 1	伊勢崎管工設備協同組合 (H24見直しあり)	応急給水活動、水道施設等の応急復旧工事・被害状況調査等
7	群馬県防災航空隊支援協定	H18. 3. 27	群馬県	県防災ヘリコプターの支援出動
8	災害時における相互協力に関する協定	H18. 6. 28	伊勢崎市内郵便局 (特定郵便局含む)	郵政事業に関する災害特別事務取扱及び援護対策等
9	災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定	H18. 6. 28	伊勢崎市、本庄市、深谷市	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
10	災害時におけるパン調達に関する協力協定	H18. 12. 1	グンイチパン株式会社	パン 50,000食の供給
11	災害時非常無線の協力に関する協力協定	H18. 12. 1	伊勢崎市アマチュア無線非常通信協議会	災害情報の収集及び伝達
12	災害発生時における交通指導員の運用に関する協定	H18. 12. 1	伊勢崎警察署	緊急交通路確保のための交通指導員の出動
13	災害時における食糧調達に関する協力協定	H18. 12. 1	山崎製パン株式会社伊勢崎工場	レトルトカレー 3,000食等の供給
14	特例市災害時相互応援に関する協定	H19. 4. 1	全国特例市市長会	食糧・資機材等の提供、職員の派遣等
15	災害時における救援物資提供に関する協定	H19. 8. 29	株式会社伊藤園	飲料水の供給等
16	災害時等のボランティア活動支援に関する協力協定	H20. 1. 17	災害ボランティアアズんま	災害ボランティアセンターの設立支援等
17	群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	H20. 4. 1	群馬県	災害廃棄物等の焼却・砕砕等の実施及び処理業者の斡旋等
18	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協力協定	H20. 5. 29	株式会社アクテリオ	移動トイレ、発電機及びその他のレンタル機材の提供
19	災害発生時における応急対策業務に関する協定	H21. 2. 20	一般社団法人群馬県建設業協会伊勢崎支部	公共建築物の応急対応等
20	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定	H21. 4. 1	一般社団法人全国霊柩自動車協会	霊柩自動車等による遺体搬送及び遺体の輸送に必要な資機材等の提供
21	災害時における応急生活物資供給等に関する協力協定	H21. 11. 10	生活協同組合グループんま	応急生活物資の供給、物資、人員等の輸送、災害ボランティア活動
22	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H21. 12. 14	ダイドードリンコ株式会社	自動販売機内在庫製品の無償提供等
23	災害発生時における電気設備等の復旧に関する協力協定	H22. 3. 8	伊勢崎電気工事協同組合	公共施設等の電気設備等の復旧活動等
24	災害時における米穀・副食品調達に関する協力協定	H22. 3. 25	佐波伊勢崎農業協同組合	米穀・副食品の供給

資料編7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

伊勢崎市 災害時等における協力協定等 一覧表

(令和2年12月1日 現在)

No.	協定等名称	協定成立年月日	協定機関	備考
25	災害時における街路樹等の倒木処理等に関する協定	H22. 11. 30	伊勢崎造園事業協同組合	街路樹、公園及び市有施設等の倒木処理等
26	災害時の情報交換に関する協定	H23. 2. 18	国土交通省 関東地方整備局	災害時の情報交換
27	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H24. 2. 20	株式会社ジャパンビバレッジイースト	自動販売機内在庫製品の無償提供等
28	災害時における生活物資の供給に関する協力協定	H24. 6. 1	株式会社カインズ	日用品の供給等
29	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H24. 6. 18	株式会社群馬ダイドー	自動販売機内在庫製品の無償提供等
30	災害時における物資の供給に関する協力協定	H24. 7. 1	株式会社フレッセイ	食料品の供給等
31	水道災害時等における相互応援に関する協定	H24. 10. 1	伊勢崎市、本庄市、深谷市	応急給水及び応急復旧活動、資機材・物資等の提供等
32	災害時における救援物資提供に関する協定	H25. 1. 23	株式会社環境システムズ	トイレトロールの供給
33	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	H25. 4. 19	株式会社バイロットコーポレーション	水害時等、西島前河原区民の一次的避難所として㈱バイロットの施設に受け入れてもらう
34	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H25. 5. 20	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	飲料水の供給等
35	災害時における帰宅困難者対応に関する協定	H25. 6. 3	東日本旅客鉄道株式会社	帰宅困難者対応に関する協力等
36	災害時における情報発信等に関する協力協定	H25. 10. 18	ヤフー株式会社	情報発信に関する協力
37	災害時における物資の供給協力に関する協定	H25. 11. 18	株式会社ベイシア	食料、飲料、衣料、日用品等品の供給
38	災害時における飲料の提供に関する協定	H25. 11. 19	株式会社アベックス	飲料水の供給
39	災害時のNTT東日本伊勢崎ビル敷地使用に関する協定	H25. 12. 10	東日本電信電話株式会社 群馬支店	電話交換センター敷地内の土地の一部を使用
40	災害時における上下水道施設等の応急復旧に関する協定	H26. 6. 20	積水化学工業株式会社群馬工場	主に応急復旧活動に必要な水道管等の資機材の確保及び供給対応
41	災害時における一時避難場所としての使用に関する協定	H26. 7. 31	株式会社清光金型	水害時、小此木区民の一次的避難所として㈱清光金型の施設に受け入れてもらう
42	災害時における避難場所としての使用に関する協定	H26. 11. 6	群馬県立精神医療センター	市民を受け入れるため、施設の使用に関して必要事項を定めたもの（市指定の避難場所）
43	伊勢崎市防災行政無線等の使用に関する基本協定	H26. 12. 16	東京電力株式会社群馬支店前橋支社	防災無線及びメールを通じて、停電情報等の提供を行う
44	災害時におけるLPGガス等供給協力に関する協定	H27. 8. 7	一般社団法人群馬県LPGガス協会伊勢崎支部	LPGガス及び資機材の供給
45	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	H27. 9. 17	伊勢崎市環境事業協同組合	一般廃棄物の円滑な収集運搬
46	災害時における水質検査業務等に関する協定	H27. 11. 16	一般社団法人群馬県薬剤師会	水質検査及び放射能測定等の業務の協力
47	災害時における避難場所としての使用に関する協定	H27. 12. 18	学校法人茶屋四郎次郎記念学園	市民を受け入れるため、東京福祉大学の使用に関して必要事項を定めたもの（市指定の避難場所）
48	災害時における物資提供に関する協定	H28. 7. 7	NPO法人コメリ災害対策センター	物資の供給等

資料編7-1 伊勢崎市災害時等における協力協定等一覧表

伊勢崎市 災害時等における協力協定等 一覧表

(令和2年12月1日 現在)

No.	協定等名称	協定成立年月日	協定機関	備考
49	災害発生時における応急対策業務に関する協定	H28. 11. 1	伊勢崎管工設備協同組合	応急復旧作業及び大雪時の除雪等
50	災害発生時における応急対策業務に関する協定	H28. 11. 1	伊勢崎土木建築業協同組合	応急復旧作業及び大雪時の除雪等
51	災害時における協力に関する協定	H29. 2. 6	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供等
52	災害時の物資供給に関する協定	H29. 2. 8	合同会社西友	生活物資の調達及び供給
53	災害時における物資の供給協力に関する協定	H29. 2. 16	株式会社ワークマン	物資の供給等
54	災害時等における帰宅困難者対応に関する協定	H29. 2. 17	東武鉄道株式会社	帰宅困難者対応に関する協力等
55	災害時における飲料水供給に関する協力協定	H29. 4. 1	北関東ベアブリック販売株式会社	飲料水の供給等
56	災害時における都市ガスの供給及び資機材の調達協力に関する協定	H29. 4. 21	伊勢崎ガス株式会社	都市ガスの供給および資機材の調達
57	災害時における防災備蓄品の提供に関する協定	H29. 7. 13	NEXUS株式会社	防災備蓄品の提供
58	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	H30. 2. 15	水戸市	原子力災害時の水戸市民の受け入れ
59	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H30. 12. 13	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給
60	災害時における被災者支援等の協力に関する協定	H31. 3. 8	群馬県社会保険労務士会伊勢崎支部	労働及び社会保険に関する相談業務
61	災害時における物資供給に関する協定	H31. 3. 25	株式会社小林ダンボール	段ボール製簡易ベッド等の供給
62	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R 2. 3. 5	学校法人学文館上武大学	市民を受け入れるため、上部大学の使用に関して必要事項を定めたもの (市指定の避難場所)
63	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R 2. 3. 19	群馬県総合教育センター	市民を受け入れるため、群馬県総合教育センターの使用に関して必要事項を定めたもの (市指定の避難場所)
64	可搬型給電器「パワー・ムーバー」提供に係わる協定	R 2. 3. 25	GNホールディングス株式会社	パワー・ムーバーの提供及び保管(北小学校)
65	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R 2. 3. 27	東洋アルミニウム株式会社 箱事業本部加工品ビジネスユニット群馬製造所	伊与久二区区民の一時避難所として東洋アルミニウム株式会社の施設に受け入れてもらう 避難者の緊急輸送や一時的な避難施設として利用することについて、必要事項を定めたもの
66	災害時等におけるバス利用に関する協定	R 2. 7. 1	東観光バス株式会社	伊勢崎旅館組合に加盟する事業所の施設を一時的な避難施設として利用することについて、必要事項を定めたもの
67	災害時の宿泊施設等における被災者の受け入れに関する協定	R 2. 7. 10	伊勢崎旅館組合	電力の早期復旧を図るため協力関係を構築する
68	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R 2. 9. 25	東京電力パワーグリッド株式会社群馬総支社長	災害発生時、一時避難所としてのコンテナモジュールを貸与するもの
69	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定書	R 2. 10. 19	株式会社デバロップ	周辺住民の一時避難所として株式会社赤城自動車教習所の施設に受け入れてもらう
70	災害時における避難場所としての使用に関する協定	R 2. 12. 1	株式会社赤城自動車教習所	
71	災害時等における電気自動車の提供に関する協定	R 2. 12. 23	群馬日産自動車株式会社	電気自動車の提供に関するもの

(伊勢崎市消防本部)

No.	応援協定名	協定機関
1	群馬県消防相互応援協定	(群馬県11消防本部) 前橋市、高崎市・安中市消防組合、桐生市、太田市、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、館林地区消防組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合、吾妻広域町村圏振興整備組合
2	特殊災害消防対策相互応援協定	(両毛六市消防本部) 桐生市、太田市、館林地区消防組合、足利市、佐野市
3	消防相互応援協定	深谷市
4	消防相互応援協定	児玉郡市広域市町村圏組合
5	関越自動車道、上信越自動車道及び北関東自動車道における消防相互応援協定	前橋市、高崎市・安中市消防組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、児玉郡市広域市町村圏組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合、佐久広域連合、太田市、足利市
6	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	群馬県 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、上信電鉄株式会社前橋市消防局、高崎市等広域消防局、桐生市消防本部、利根沼田広域消防本部、渋川広域消防本部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部、吾妻広域消防本部
7	鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	東武鉄道株式会社 太田市消防本部、桐生市消防本部、館林地区消防組合消防本部
8	群馬県防災航空隊支援協定	群馬県
9	火災又は地震等の災害時における消防用水供給応援に関する協定	田中生コン株式会社 上州生コン株式会社
10	大規模災害時における石油類燃料の供給に関する協定	藤本商事株式会社
11	消防活動の協力に関する協定	株式会社サンケン 第一工業株式会社

令和2年8月現在

資料編7ー3 群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

令和元年7月現在

番号	協定上の区分	想定する施設	業務	燃料種類	所管課
①	県内に設置された避難所	避難所	避難者の生活を確保		危機管理課
②	災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両等	電気・ガス・通信の供給に係る施設	ライフライン維持		産業政策課
③		上下水道に係る施設	ライフライン維持		【水道水】 ・企業局財務課 ・食品・生活衛生課 【下水】 ・下水環境課
④	医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの	病院（災害拠点病院、特定機能病院、総合周産期母子医療センター、急性期病院、がん診療連携拠点病院等、緊急度の高いもの）	入院患者、外来患者の治療	自家発電設備等の燃料	医務課
⑤		特別養護老人ホーム	入所者の医療的ケア（人工呼吸器、たんの吸引等、生命の維持に係るものに限る）		介護高齢課
⑥		介護老人保健施設			
⑦		障害者支援施設等			
⑧	災害等対策業務を行う行政機関	県、市町村、指定公共機関の庁舎、警察機関、消防機関	行政機関の機能維持		・各所管課 ・警察本部
⑨	その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設	—	—		—
⑩	災害応急対応、ライフラインの維持に重要な施設・車両	道路、河川等の応急復旧を行う車両	応急復旧	車両用燃料	監理課、建設企画課
⑪		電気・ガス・通信の復旧を行う車両	応急復旧		産業政策課
⑫	災害応急対応、ライフラインの維持に重要な施設・車両	上下水道の復旧を行う車両	応急復旧	車両用燃料	・企業局財務課 ・食品・生活衛生課 ・下水環境課
⑬		県及び市町村が災害応急対応を行うための公用車（給水車・ごみ収集車等を含む）	・行政機関の機能維持 ・応急復旧		—
⑭		規制除外車両（建設用重機を輸送する車両又は道路警戒作業用車両）	応急復旧		各所管課

資料編7-3 群馬県災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定に基づく燃料の供給先

令和元年7月現在

番号	協定上の区分	想定する施設	業務	燃料種類	所管課		
⑮	災害対策基本法第76条の規定に基づき緊急通行車両	消防車両	消防活動	車両用燃料	消防保安課		
⑯		救急車両	人命救助		消防保安課		
⑰		医療機関の車両（当該医療機関名の表示があるものに限る。）	人命救助		医務課		
⑱		警察車両	人命救助等緊急用務		県警本部		
⑲		自衛隊車両	人命救助等緊急用務		(自衛隊)		
⑳		その他赤色灯付の車両	人命救助等緊急用務		各所管課		
㉑		交通規制車両	交通規制		県警本部		
㉒		災害応急対策に従事する者又は災害応急対応に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施する車両	・災害応急対応 ・救援物資・人員の輸送		県警本部 危機管理課等		
㉓		医療・福祉関係施設・事業のうち特に緊急度の高いもの	・ドクターカー ・DMA T		人命救助	医務課	
㉔			規制除外車両（医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両）		人命救助	医務課	
㉕			規制除外車両（患者等搬送車両）		人命救助	医務課	
㉖			規制除外車両（医薬品、医療機器等を輸送する車両）		医療関係物資輸送	医務課	
㉗			小規模多機能型居宅介護事業		在宅要援護者の生活支援	介護高齢課	
㉘			訪問看護事業		在宅要援護者の医療的ケア	介護高齢課	
㉙			・訪問介護事業 ・重度訪問介護事業		在宅要援護者の生活支援、医療的ケア	・介護高齢課 ・障害政策課	
㉚			その他、県民の安全を確保するために特に重要な施設等		—	—	—

(令和2年4月)

[防災倉庫] アルミ製 W3,950*D2,400*H2,350・9.6m程度																			
種別	北	南	旭	連	茂	呂	三	郷	宮	郷	名	和	豊	受	その他	赤堀	あずま	境	計
食料・飲料水	パンの缶詰、ビスケット等	4,618	4,856	2,942	2,942	2,592	2,318	8,216	8,216	2,400	5,538	0	7,328	7,236	12,816	60,860	食		
	アルファ米	2,100	2,200	1,900	1,900	1,700	1,550	3,850	3,850	1,450	2,250	0	4,350	4,500	6,800	32,650	食		
	粉ミルク(10本入)	14	14	4	4	4	3	78	78	4	14	0	16	19	30	200	箱		
	飲料水(500ml、24本入り)	0	0	0	0	0	0	12	12	0	13	374	0	0	80	479	箱		
	医薬品セット	3	3	1	1	2	2	4	4	2	3	0	4	6	6	36	個		
	担架	3	4	2	2	2	2	5	5	2	4	0	5	6	7	42	セット		
	毛布(1箱10枚入)	160	178	140	140	240	90	220	220	120	299	2,115	360	490	820	5,232	枚		
	防災シート	79	93	70	70	70	80	105	105	100	155	380	175	320	100	1,727	枚		
	ロープ	6	7	11	11	5	6	9	9	1	4	27	0	6	2	84	巻		
	ランタン	5	5	6	6	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	41	個		
	かまどセット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	17	セット		
	日赤移動炊飯器	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	8	台		
	ヘルメット	30	28	30	30	29	30	30	30	6	30	0	0	30	0	243	個		
	発電機	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	13	3	4	6	39	台		
	投光器・三脚	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	2	5	4	6	28	台		
	燃料用ポンプ	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	7	本		
	コードリール	3	2	2	2	2	1	4	4	2	3	0	4	5	6	34	台		
	災害用バケツ	10	10	10	10	20	10	0	0	10	10	0	0	5	0	85	個		
	折りたたみ式リヤカー	3	2	2	2	1	2	3	3	2	3	1	4	5	6	34	台		
	軍手	120	180	120	120	144	120	192	192	120	84	120	240	480	240	2,160	双		
	トビロ	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	0	4	4	6	27	本		
	ツルハン	2	2	1	1	1	1	3	3	1	2	0	4	4	6	27	本		
	シャベル	4	4	2	2	2	2	6	6	2	4	0	8	8	12	54	本		
	のこぎり	4	4	0	0	2	2	6	6	2	4	0	8	8	12	52	本		
	金でこ	4	4	1	1	2	2	6	6	2	4	0	8	8	12	53	本		
	トイレットペーパー	100	200	88	88	0	100	300	300	100	300	400	300	500	100	2,488	個		
	石鹼	100	120	120	120	120	100	120	120	120	120	0	0	100	0	1,020	個		
	ハイゼックス包装用袋	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	0	0	0	2,000	2,000	0	0	0	0	13,000	枚		
	非常用簡易寝袋	400	500	500	500	500	500	500	500	500	500	400	400	500	1,500	6,700	枚		
	更衣用テント	0	3	0	0	0	0	3	3	0	0	3	0	3	3	18	張		
	トイレテント	5	5	0	0	0	0	5	5	0	5	5	5	5	5	80	張		
	備蓄用簡易トイレ	35	25	20	20	20	15	35	35	15	30	75	60	60	79	469	個		
	トイレ消耗品	1,000	500	0	0	0	0	2,000	2,000	0	1,000	3,000	500	2,300	500	10,800	個		
	ポータブルトイレ(消耗品付)	2	2	0	0	0	0	2	2	0	2	0	2	2	2	14	台		
	簡易間仕切り+暖ポール置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115	0	8	49	172	個		
	ナブキン(1P28枚入り)	16	16	8	8	8	8	24	24	8	16	16	32	32	48	232	パック		
	紙オムツ(大人用)	4	4	2	2	2	2	6	6	2	4	4	10	8	12	60	パック		
	紙オムツ(こども用)	6	6	3	3	3	3	9	9	3	6	6	13	12	19	91	パック		
	哺乳瓶(240ml)	6	6	3	3	3	3	9	9	3	6	6	12	12	18	87	本		
	哺乳瓶消毒器	4	4	1	1	1	1	10	10	1	4	4	4	4	6	42	個		
	ガソリン缶(1ℓ×10缶)	2	2	1	1	3	1	4	4	1	3	10	2	3	8	40	箱		
	カセットガス(250g×3本/パック)	2	2	0	0	0	2	2	2	0	0	6	2	4	0	18	パック		

※伊勢崎地区(7公民館・南小学校・ふくしつプラザ・市民プラザ・健康管理センター)
 ※赤堀地区(赤堀小学校・赤堀南小学校・赤堀東小学校・赤堀保健福祉センター)
 ※東地区(あずま中学校・あずま南小学校・あずま北小学校・あずまストックヤード)
 ※境地区(境小学校・境東小学校・境采女小学校・境剛志小学校・旧境島小学校・境地域福祉センター)
 ※その他(日赤倉庫・北小学校・陸上競技場・赤堀中学校・赤堀支所・あずま支所・境支所・境防災センター)

資料編9-1 医療機関等一覧表

Aエリア(北西部)	Bエリア(北東部)	Cエリア(南西部)	Dエリア(南東部)
安堀太田町クリニック	アベ眼科医院	あかつきウィメンズクリニック	あおきクリニック
石井皮フ科	医療法人 阿美産婦人科医院	石原整形外科	医療法人 石原医院
伊勢崎クリニック	医療法人社団 小倉医院	伊勢崎健診プラザ	板垣整形外科医院
岡田内科医院	医療法人社団 かく眼科医院	井田医院	内山皮膚科医院
斎藤内科医院	金本肛門科医院	広瀬耳鼻咽喉科医院	神山クリニック
ほんまち皮フ科	木附整形外科医院	うしくぼ こどもクリニック	きたはらクリニック
佐藤整形外科医院	小泉内科小児科医院	宇野内科呼吸器科医院	セントラルクリニック伊勢崎
佐藤小児科医院	古作クリニック	岡本医院	たんぼぼ小児科
さとう内科クリニック	設楽耳鼻咽喉科医院	岡本眼科クリニック	医療法人真誠会 久保医院(大正寺町)
糖尿病・内分泌内科 りんごの花クリニック	たかの内科医院	小田島医院	しおじまクリニック
波志江医院	伊勢崎たむら眼科	医療法人社団 糖和会 おない内科クリニック	鈴木医院
ほそい医院	山田外科内科医院	片貝クリニック	高野眼科
美原診療所	朋友産婦人科クリニック	医療法人若葉会 久保医院(若葉町)	多賀谷内科医院
山田内科クリニック	長谷川胃腸科・内科医院	黒羽根内科医院	豊受診療所
医療法人石井会 石井病院	原内科医院	栗原医院	長沼内科クリニック
伊勢崎市民病院	星野小児科医院	児島医院	新生産婦人科
大島病院	松澤外科医院	小杉内科医院	Neoこどもクリニック
公益財団法人脳血管研究所附属 美原記念病院	上諏訪眼科クリニック	佐川医院	エステー羽鳥こども医院
県立リハビリテーションセン ター附属診療所	矢島耳鼻咽喉科医院	下條内科クリニック	フクイ産婦人科クリニック
	伊勢崎福島病院	多賀谷耳鼻咽喉科医院	まゆ玉クリニック
		たなか内科消化器科クリニック	光石皮膚科医院
		徳江内科医院	宮崎クリニック
		都丸内科クリニック	やまぐち内科医院
		バルこどもクリニック	やまだ眼科クリニック
		新田眼科	余沢医院
		平野クリニック	一般社団法人 伊勢崎佐波医師会病院
		本多外科医院	医師会病院 (成人病健診センター)
		松田医院	
		もりむら内科	
		古作クリニック 葦塚分院	
		山崎整形外科内科医院	
		渡辺内科クリニック	

Eエリア(旧赤堀町)	Fエリア(旧東村)	Gエリア(旧境町)
あかぼり高橋内科	飯野医院	おおたきクリニック
すとう眼科	(医) あづま会 大井戸診療所	正田医院
ゆうあいクリニック	医療法人 金田整形外科医院	橘香堂 田島医院(境東)
高柳整形外科・歯科クリニック	小暮内科クリニック	なぐも内科医院
田島医院(掘下町)	坂口こども診療所	医療法人 鶴谷会鶴谷病院
ひかりクリニック	諏訪内科医院	原病院
医療法人笹木会 笹木外科胃腸科	あるむキッズクリニック	
茂木医院	古作クリニック 東分院	
医療法人 恵泉会 せせらぎ病院	医療法人 日望会 望月内科医院	
旭ヶ丘診療所	群馬県立精神医療センター	



本庁

令和2年8月1日現在

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	管財	日野/リエッセII	200さ1667	普通乗合		21	3.10
2	管財	日野/セレガ	200は552	普通乗合		31	1.27
3	管財	ハイエース	301め3524	普通乗用		27	3.10
4	管財	エステマ	301に8611	普通乗用		22	7.7
5	管財	プリウスα	301み8465	普通乗用		26	6.12
6	管財	プリウスα	301ら6568	普通乗用		29	7.24
7	管財	プリウス	300ほ3621	普通乗用		15	11.27
8	管財	インプレッサ	301と3938	普通乗用		21	7.22
9	管財	プリウス	301に729	普通乗用		22	3.18
10	管財	プリウス	301に730	普通乗用		22	3.18
11	管財	プリウス	301ね5461	普通乗用		23	3.30
12	管財	プリウス	301ね5462	普通乗用		23	3.30
13	管財	セレナ	503て5895	小型乗用		2	7.16
14	管財	日産/ティーダ	502す1227	小型乗用		19	10.16
15	管財	インサイト	502て7526	小型乗用		21	10.22
16	管財	インサイト	502て7527	小型乗用		21	10.22
17	管財	インサイト	502て7528	小型乗用		21	10.22
18	管財	ヴェッツ	503た2696	小型乗用		30	8.6
19	管財	ヴェッツ	503た3405	小型乗用		30	8.26
20	管財	ヴェッツ	503た3406	小型乗用		30	8.26
21	管財	エスカイア	502ゆ6147	小型乗用		27	6.28
22	管財	キューブ(第二調)	500て9728	小型乗用		12	6/25
23	管財	リポカーゴ(市活)	400せ5391	小型貨物		14	2.22
24	管財	ADバン	400て7398	小型貨物		21	3.17
25	管財	ADバン	400と5847	小型貨物	○	23	7.21
26	管財	デュトロ	100た8790	普通貨物		2	7.30
27	管財	タウンエーストラック	400ぬ1125	小型貨物		1	8.19
28	管財	スズキ/ワゴンR	581い52	軽乗用		25	7.30
29	管財	スズキ/ワゴンR	581あ9943	軽乗用		25	7.29
30	管財	スズキ/ワゴンR	581あ9944	軽乗用	○	25	7.29
31	管財	スズキ/ワゴンR	581け4790	軽乗用		26	12.10
32	管財	スズキ/ワゴンR	581け4791	軽乗用		26	12.10
33	管財	スズキ/ワゴンR	581け4792	軽乗用		26	12.10
34	管財	スズキ/ワゴンR	581け4793	軽乗用		26	12.10
35	管財	スズキ/ワゴンR	581さ7062	軽乗用		27	7.7
36	管財	スズキ/ワゴンR	581さ7063	軽乗用		27	7.7
37	管財	ホンダ/Nワゴン	581す7691	軽乗用		27	10.29
38	管財	ホンダ/Nワゴン	581す7692	軽乗用		27	10.29
39	管財	スズキ/ワゴンR	581た6023	軽乗用		28	8.28
40	管財	スズキ/ワゴンR	581た6024	軽乗用		28	8.28
41	管財	スズキ/ワゴンR	581た6025	軽乗用		28	8.28
42	管財	スズキ/ワゴンR	581た6026	軽乗用		28	8.28
43	管財	ミライース	581ぬ4668	軽乗用		30	9.19
44	管財	ミライース	581ぬ4811	軽乗用		30	9.20
45	管財	ミライース	581ぬ4812	軽乗用		30	9.20
46	管財	アルト	580の3690	軽乗用		22	2.21
47	管財	アルト	580の3691	軽乗用		22	2.21
48	管財	ライフ	580ま8240	軽乗用		23	7.28
49	管財	ライフ	580ま8241	軽乗用		23	7.28
50	管財	ライフ	580に7147	軽乗用		21	6.4

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
51	管財	ライフ	580に7148	軽乗用		21	6.4
52	管財	スズキ/ワゴンR	580や711	軽乗用		24	8.29
53	管財	スズキ/ワゴンR	580や712	軽乗用		24	8.29
54	管財	スズキ/ワゴンR	580や713	軽乗用		24	8.29
55	管財	アルト(学教)	580す634	軽乗用		19	3/8
56	管財	エブリイ(子育て)	480な125	軽貨物		1	9.26
57	管財	エブリイ	480と217	軽貨物		30	7.23
58	管財	エブリイ	480て3900	軽貨物		29	10.24
59	管財	エブリイ	480つ4588	軽貨物		28	9.22
60	管財	エブリイ	480つ4589	軽貨物		28	9.22
61	管財	エブリイ	480つ4590	軽貨物		28	9.22
62	管財	エブリイ	480ち2620	軽貨物		27	6.9
63	管財	エブリイ	480た4082	軽貨物		26	7.29
64	管財	エブリイ	480た4083	軽貨物		26	7.29
65	管財	エブリイ	480た4084	軽貨物		26	7.29
66	管財	エブリイ	480た4085	軽貨物		26	7.29
67	管財	エブリイ(子育て)	480そ3588	軽貨物		25	9.29
68	管財	エブリイ(企業誘)	480そ3589	軽貨物		25	9.29
69	管財	エブリイ(総務)	480そ3590	軽貨物		25	9.29
70	管財	エブリイ	480せ1089	軽貨物		24	8.29
71	管財	エブリイ	480せ1090	軽貨物		24	8.29
72	管財	エブリイ	480せ1091	軽貨物		24	8.29
73	管財	サンバー(ス)	480す107	軽貨物	○	23	10.1
74	管財	サンバー	480さ9793	軽貨物		23	9.29
75	管財	サンバー	480さ9794	軽貨物		23	9.29
76	管財	サンバー	480さ9795	軽貨物		23	9.29
77	管財	ミニキャブ(ス)	480さ9293	軽貨物	○	23	9.20
78	管財	ミニキャブ(ス)	480さ9294	軽貨物	○	23	9.20
79	管財	ミニキャブ	480こ6326	軽貨物		22	8.19
80	管財	ミニキャブ	480こ6327	軽貨物		22	8.19
81	管財	エブリイ(子育て)	480か5523	軽貨物		19	8.26
82	管財	ダイハツハイゼット(子育て)	480え4188	軽貨物		18	11.14
83	管財	アクティ	480け4205	軽貨物		21	9.14
84	管財	サンバー	480け5623	軽貨物		21	10.26
85	管財	サンバー(年金)	480き625	軽貨物		20	1.10
86	管財	ミニキャブトラック(ス)	480さ8519	軽貨物	○	23	8.28
87	行政	小松(ホイルローダー)	ホイルローダー	大型特殊		3	7.28
88	安心安全	エクストレイル	800せ3153	普通特殊	○	23	6.28
89	安心安全	エブリイ	480こ7166	軽貨物	○	22	9.12
90	安心安全	ピックアップ	88ぬ3756	普通特殊	○	8	8.26
91	交通政策	ハネット	400な4963	小型貨物	○	25	12.16
92	環境保全	ダイハツハイゼット	480う8763	軽貨物		18	7.13
93	環境保全	エブリイ	41ら5137	軽貨物		15	9.23
94	環境保全	ランサーカーゴ	400と647	小型貨物		22	2.8
95	人権(隣)	ダイハツハイゼット	480う5740	軽貨物		18	5.18
96	運動場	キャンター	46ふ6607	小型貨物		10	3.17
97	運動場	ダイハツ(2t)	46さ6471	小型貨物		63	5.1
98	運動場	エブリイ	480て3206	軽貨物		29	9.24
99	運動場	イズミエルフ	800さ9665	普通特殊		14	7.28
100	運動場	サンバーダンプ	480か4537	軽貨物		19	7.25
101	清掃	サンバー	41ほ5312	軽貨物		11	3.17
102	清掃	エブリイ	480そ3119	軽貨物		25	9.17

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
103	清掃	ハイゼットダンプ	480そ3389	軽貨物		25	9.24
104	清掃	ADバン	400つ9577	小型貨物		19	6.12
105	清掃	キャンター(2t)	400と4982	小型貨物		9	4.17
106	清掃	キャンター(2t)	400と4992	小型貨物		9	4.17
107	清掃	キャンター(2t)	46ぬ4839	小型貨物		6	6.19
108	清掃	キャンター(2t)	46ぬ4835	小型貨物		6	6.19
109	清掃	キャンター(2t)	100せ6935	普通貨物		19	8.27
110	清掃	ファイター	100そ5304	普通貨物		24	3.28
111	清掃	ファイター(3t)	100そ8269	普通貨物		25	11.26
112	清掃	ファイター(3t)	100た7437	普通貨物		1	9.18
113	清掃	ファイター	88に1882	普通特種		平1	7.10
114	清掃(ク)	キャンター	46ふ8393	小型貨物		8	6.16
115	清掃(ク)	エブリイ	41る8025	軽貨物		16	5.24
116	清掃	日立ホイールローダー	ホイールローダー	大型特殊		9	7.23
117	清掃	三菱フォーク	バッテリーフォーク	大型特殊		15	7.11
118	清掃	三菱フォーク	フォークリフト	大型特殊		20	9.30
119	清掃	ニチュ	バッテリーフォーク	小型特殊		28	11.7
120	清掃	三菱D6M	ブルドーザー	大型特殊		12	3.31
121	清掃	三菱T6	ショベルローダー	大型特殊		8	4.26
122	清掃	日野レンジャー	4tダンプ	普通貨物		7	
123	清掃	TCMショベルローダー	SD25-3	大型特殊		30	
124	清掃	三菱/キャタピラ	5192	大型特殊		9	
125	清掃	イスズエルフ	800さ9471	普通特種		14	6.27
126	清掃	バックホー(クボタ)	K045				
127	清掃	カワサキ	FH430V	芝刈り機		19	12.28
128	清掃	共立	MR881	芝刈り機		28	8.31
129	清掃	エブリイ	41み8716	軽貨物		12	4.24
130	清掃	サンバー	41た6876	軽貨物		5	8.31
131	市民(聖)	アルト	580せ6320	軽乗用		19	7.16
132	市活	サンバー	41る8202	軽貨物	○	16	5.27
133	市活	エブリイ	480そ1396	軽貨物		25	7.18
134	市活(指)	スズキ・スイフト	501む3992	小型乗用	○	18	5.16
135	市活(指)	スズキ・スイフト	501む3993	小型乗用	○	18	5.16
136	国保	ライフ	51あ3772	軽乗用		12	11.27
137	国保	ライフ	51あ3773	軽乗用		12	11.27
138	国保	ライフ	51あ3774	軽乗用		12	11.27
139	国保	プレオ	580こ3348	軽乗用		18	10.12
140	国保	プレオ	580こ3350	軽乗用		18	10.12
141	国保	プレオ	580こ3351	軽乗用		18	10.12
142	国保	プレオ	580え7321	軽乗用		17	10.30
143	国保	プレオ	580え7322	軽乗用		17	10.30
144	国保	プレオ	51と3439	軽乗用		16	11/10
145	介護保険	プレオ	580く5096	軽乗用		18	5.28
146	介護保険	プレオ	580く5097	軽乗用		18	5.28
147	介護保険	スズキ・ワゴンR	580つ2876	軽乗用		20	5.19
148	介護保険	スズキ・ワゴンR	580つ2877	軽乗用		20	5.19
149	介護保険	スズキ・ワゴンR	580つ2878	軽乗用		20	5.19
150	介護保険	スズキ・アルト	580に7320	軽乗用		21	6.8
151	介護保険	スズキ・アルト	580に7321	軽乗用		21	6.8
152	介護保険	スズキ・アルト	580は7303	軽乗用		22	6.13
153	子育て	三菱ローザ	22せ1780	普通乗合		5	5.25
154	社会福	ダイハツハイゼット	480つ7683	軽貨物		29	2.2

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
155	障害(セ)	ホンダ/ライフ	580め738	軽 乗 用		24	3.12
156	障害(セ)	ニッサンバネット	800せ8043	小 型 特 種		29	10.30
157	高齢政策	ホンダ・パートナーバン	400た7194	小 型 貨 物		16	6.22
158	高齢政策	ハイエース	300て8428	普 通 乗 用		13	5.17
159	健康管理	ウイヴォ	501ほ3166	軽 乗 用		9	6.26
160	健康管理	エブリイ	41る8028	軽 貨 物		16	5.24
161	健康管理	エブリイ	41む7255	軽 貨 物		12	10.4
162	健康管理	エブリイ	41る8026	軽 貨 物		16	5.24
163	健康管理	ミニキャブ	480そ1558	軽 貨 物		25	7.23
164	健康管理	ダイハツハイゼット	480い6898	軽 貨 物		17	11.29
165	健康管理	スズキワゴンR	580く4768	軽 乗 用		18	5.24
166	健康管理	エブリイ	480つ2585	軽 貨 物		28	6.23
167	健康管理	エブリイ	480つ2586	軽 貨 物		28	6.23
168	健康づくり	日産/マーチ	77ね2584	小 型 乗 用		9	6/12
169	農 政	ADバン	400て912	小 型 貨 物	○	19	9.13
170	農 政	キャリートラック	480て1085	軽 貨 物	○	29	6.14
171	土地改良	デルタバン	400す2806	小 型 貨 物		12	9.24
172	土地改良	ダイハツハイゼット	480こ5246	軽 貨 物		22	7.20
173	土地改良	エブリイ	480せ183	軽 貨 物		24	7.25
174	土 木	エブリイ	480そ518	軽 貨 物		25	6.20
175	土 木	バネット	400な5024	小 型 貨 物		25	12.19
176	土 木	ADバン	400に5675	小 型 貨 物		29	6.26
177	土 木	エクストレイル	800せ3151	普 通 特 種	○	23	6.28
178	道 維	エクストレイル	800せ3152	普 通 特 種	○	23	6.28
179	道 維	キャラバン	800す7878	普 通 特 種	○	18	7.12
180	道 維	ADバン	400た1477	小 型 貨 物		15	11/25
181	道 維	アクティー	42あ4920	軽 貨 物		16	10.3
182	道 維	アクティー	42あ4921	軽 貨 物		16	10.3
183	道 維	ウイングロード	800す9326	小 型 特 種	○	19	7.18
184	道 維	イスズ/エルフ	11ほ1757	普 通 貨 物		11	1.27
185	道 維	三菱パッホー		小 型 特 殊		1	5.3
186	道 維	フルトレーラ	480を77	軽 貨 物		19	12.18
187	住 宅	エブリイ	480と1607	軽 貨 物		30	9.24
188	建 築	ウイングロード	501め9766	小 型 乗 用		18	9.13
189	建 築 指 導	スズキ・アルト	581あ3995	軽 乗 用		25	6.9
190	都 市 計	ホンダシャトル	503た5563	小 型 乗 用		30	10.8
191	都 市 計	サンバー	480く1555	軽 貨 物		20	10.2
192	都 市 計	サンバー	480き8638	軽 貨 物		20	7.16
193	公 園 (市)	バネット(ダンフ)	400な762	小 型 貨 物		24	10.23
194	公 園 (市)	サンバー(ダンフ)	41ふ4270	軽 貨 物		10	8.20
195	公 園 (市)	三菱キャンター	400そ7221	小 型 貨 物		15	7.8
196	公 園 (市)	デュトロ	100さ3630	普 通 貨 物		12	7.27
197	公 園 (市)	イスズエルフ	800さ9472	普 通 特 種		14	6.27
198	公 園 (市)	イスズエルフ	88ぬ616	普 通 特 種		7	6.13
199	公 園 (市)	フォアト(回送車)	11り2318	普 通 貨 物		2	9.28
200	公 園 (市)	サンバートラック	41み4380	軽 貨 物		12	2.19
201	公 園 (市)	サンバー/(ダンフ)	41み9812	軽 貨 物		12	5/18
202	公 園	フレマシー	500ひ6498	小 型 乗 用		13	7.25
203	公 園	ウイングロード	502さ3493	小 型 乗 用		19	7.23
204	公 園	エアウェーブ	502さ3574	小 型 乗 用		19	7.22
205	公 園 (ま)	バネット(ダンフ)	46の8328	小 型 貨 物		8	2.28
206	公 園 (ま)	ADバン	46は1835	小 型 貨 物		8	5.19

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
207	公園(市)	ホンゴ(ダンプ)	400す2417	小型貨物		12	9.6
208	公園(市)	ダイハツハイゼット	41む3918	軽貨物		12	7.30
209	公園(市)	ホブキャット	伊ひ998	小型特殊		2	11.27
210	公園(市)	小松ミニショベル		小型特殊		6	6.3
211	区画	カローラワゴン	77の5090	小型乗用		9	9.16
212	区画	サンバー	480か5028	軽貨物		19	8.6
213	下水整備	三菱コルトプラス	502そ3454	小型乗用		20	5.28
214	下水整備	ADバン	46ほ8488	小型貨物		11	4.25
215	下水整備	ハスラー	581と1425	軽乗用		29	9.14
216	下水整備	サンバー	480う6471	軽貨物		18	5.3
217	(浄)	ウイングロード	502つ8306	小型乗用		21	7.6
218	(浄)	ファミリア	501す2722	小型乗用		15	2.27
219	(平)	エブリイ	480こ3894	軽貨物		22	6.15
220	(浄)	タウンエース	46ひ7593	小型貨物		9	6.18
221	(浄)	エブリイ	480え1699	軽貨物		18	9.18
222	(浄)	アクティ	41ふ2710	軽貨物		10	7.20
223	市街地	ダイハツハイゼット	480う9292	軽貨物		18	7.26
224	都市開発	トヨタロボックス	502ふ547	小型乗用		24	7.16
225	都市開発	スズキワゴンR	580く4769	軽乗用		18	5.24
226	都市開発	エブリイ	41る1166	軽貨物		16	1.27
227	公営事	エブリイ	480す8028	軽貨物		24	5.22
228	公営事	ハイエース	46ち4518	小型貨物		2	10.28
229	公営事	カルディナW	500ふ6734	小型乗用		13	9.25
230	上水総	エクストレイル	301め8131	普通乗用		27	6.1
231	上水総	スズキ・アルト	580け4182	軽乗用		18	7.30
232	上水総	トヨタ・シエンタ	501と6371	小型乗用		16	4.19
233	上水総	スズキ・アルト	580は5303	軽乗用		22	5.24
234	上水総	エブリイ	480こ3080	軽貨物	○	22	5.24
235	上水整	トヨタ・タウンエース	400に1304	小型貨物		27	10.29
236	上水整	ダイナ	88に7561	普通特種		5	8.29
237	上水整	日産/アトラス	800す6695	普通特種		17	11.17
238	上水整	トヨタ	800せ8966	小型特種		31	3.7
239	上水整	エブリイ	480こ3079	軽貨物		22	5.24
240	上水整	ダイハツハイゼット	41め8435	軽貨物		13	4.19
241	上水整	エブリイ	480さ6058	軽貨物		23	6.9
242	上水整	エブリイ	480さ6060	軽貨物		23	6.9
243	上水整	エブリイ	480さ6059	軽貨物		23	6.9
244	上水整	エブリイ	41め8554	軽貨物		13	4.19
245	上水整	エブリイ	480す8734	軽貨物		24	6.14
246	上水整	エブリイ	480と9403	軽貨物		1	8.29
247	浄水課	キャリー/(ダンプ)	480と9771	軽貨物		1	9.12
248	浄水課	サンバー	41め8373	軽貨物		13	4.18
249	浄水課	ライトエース	46は4210	小型貨物		8	7.10
250	浄水課	エブリイ	480う8579	軽貨物		18	7.1
251	浄水課	サンバー	480け1939	軽貨物		21	7.6
252	浄水課	キャリー/(ダンプ)	41ゆ1323	軽貨物		14	9.1
253	浄水課	スズキ/エブリイ	480て6819	軽貨物		30	3月5日
254	浄水課	キャリー/(ダンプ)	41も7529	軽貨物	○	13	10/26
255	教総	エブリイ	480か5522	軽貨物		19	8.26
256	教総	エブリイ	480な5809	軽貨物		2	6.21
257	教施設	エブリイ	480つ5285	軽貨物		28	10.19
258	教施設	日産/マーチ	500て9729	小型乗用		12	6.25

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
259	教育研究所	ダイハツミラ	480た2265	軽貨物		26	6.3
260	四ツ葉学園	日野／セラガ	22ら786	普通乗合		8	7.11
261	四ツ葉学園	三菱/ミニキャブ	480き7837	軽貨物		20	6.25
262	四ツ葉学園	ハイエース	301ふ4323	普通乗用		24	12.24
263	四ツ葉学園	キャラバン	301め5040	普通乗用		27	3.29
264	生涯(殖)	アクティ	41ゆ1083	軽貨物		14	6.1
265	生涯(名)	アクティ	41も1492	軽貨物		13	6.18
266	生涯(茂)	アクティ	41ゆ1085	軽貨物		14	6.1
267	生涯(北)	アクティ	41ゆ1082	軽貨物		14	6.1
268	生涯(三)	アクティ	41ゆ1084	軽貨物		14	6.1
269	生涯(豊)	アクティ	41も1493	軽貨物		13	6.18
270	生涯(宮)	アクティ	41も1495	軽貨物		13	6.18
271	生涯(南)	エブリイ	480か3330	軽貨物		19	6.26
272	文化財	ダイハツハイゼット	480つ2784	軽貨物		28	6.29
273	文化財	ダイハツハイゼット	480き7288	軽貨物		20	6.11
274	文化財	エブリイ	41ほ8623	軽貨物		11	4.29
275	文化財	ハイエース	11ふ2041	普通貨物		8	7.24
276	文化財	スバルサンパー	480か1802	軽貨物		19	5.21
277	文化財	スズキ/ワゴンR	580く4770	軽乗用		18	5.24
278	図書館	サンパー	41ぬ3436	軽貨物		8	4.24
279	図書館	ミニキャブ	480こ6618	軽貨物		22	8.26
280	図書館	ライトエースバン	400に6157	小型貨物		29	8.28
281	健康給食課	エブリイ	41や9155	軽貨物		14	4.29
282	健康給食課	スズキ/ワゴンR	580く4772	軽乗用		18	5.24
283	安心安全	エブリイ	480た8456	軽貨物	○	26	12.23
284	安心安全	エブリイ	480さ8166	軽貨物	○	23	8.17
285	安心安全	エブリイ	480さ8167	軽貨物	○	23	8.17
286	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2233	小型乗用	○	17	8.18
287	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2234	小型乗用	○	17	8.18
288	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2235	小型乗用	○	17	8.18
289	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2237	小型乗用	○	17	8.18
290	安心安全	エブリイ	480と2518	軽貨物	○	30	10.30
291	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2239	小型乗用	○	17	8.18
292	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2240	小型乗用	○	17	8.18
293	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2241	小型乗用	○	17	8.18
294	安心安全	スズキ・スイフト	501ふ2276	小型乗用	○	17	8.18
295	安心安全	エブリイ	480て9861	軽貨物	○	30	7.5
296	包括支援	スズキ/ワゴンR	580は7304	軽乗用		22	6.13
297	包括支援	スズキ/ワゴンR	580は7305	軽乗用		22	6.13
298	包括支援	ホンダ/ライフ	580ま6835	軽乗用		23	7.19
299	包括支援	ホンダ/ライフ	580ま6836	軽乗用		23	7.19

赤堀支所

令和2年8月1日現在

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	集 中	フィット	502の571	小型乗用		12	1.25
2	集 中	スズキ/スペース	581ほ384	軽乗用		12	2.13
3	集 中	スズキ/ワゴンR	581け4794	軽乗用		13	5.22
4	集 中	エブリイ	480て1264	軽貨物	○	12	6.25
5	集 中	三菱/ミニキャブ	480う7051	軽貨物		8	10.6
6	集 中	ホンダ/ライフ	580つ5654	軽乗用		10	9.6
7	集 中	日産/ティーダ	501む9380	小型乗用		9	1.16
8	集 中	トヨタタウンエーストラック	400ぬ1124	小型貨物		18	6.25

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
9	福祉	ダイハツ/ハイゼット	480す4174	軽貨物		12	2.17
10	経済	日産/サニー	500は2518	小型乗用		19	3.8
11	経済	日産/アベニール	54さ2455	小型乗用		26	12.10
12	道路対策	トヨタ/トエース	800せ8188	普通特種	○	29	6.21
13	道路対策	日産/ADバン	400そ6134	小型貨物		18	6.12
14	東小	スバル/サンバー	41よ9181	軽貨物		20	6.11
15	南小	スバル/サンバー	41よ9180	軽貨物		3	9.26
16	公民館	日産/マーチ	500て9730	小型乗用		24	2.8
17	運動施設	スバル/サンバー	42あ2993	軽貨物		13	5.14
18	保健センター	スバル/プレオ	41み8892	軽貨物		5	3.14
19	保健センター	スバル/プレオ	41み8893	軽貨物		8	8.29
20	保健センター	エブリイ	480さ6197	軽貨物		15	6.2
21	保健センター	カロラバン	400す6000	小型貨物		15	5.21

あずま支所

令和2年8月1日現在

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	集中	フィット	502の570	小型乗用		23	7.18
2	集中	キャリートラック	480て1408	軽貨物		29	6.27
3	集中	スズキ/エブリイ	480ち2618	軽貨物	○	27	6/9
4	集中	スズキ/エブリイ	480な143	軽貨物		1	9/26
5	集中	日産/サニー	501な9265	小型乗用		16	7/20
6	集中	スバル/プレオ(調)	51て1589	軽乗用		16	7/29
7	安心	イスズ/ヒックホーン	88ぬ3635	普通特種		8	8/25
8	経済	トヨタ/カロラ	46な9163	小型貨物		5	5/15
9	経済	スズキ/アルト	50み5381	軽乗用		10	5/11
10	道路維持	日産/ADバン	800す218	小型特種	○	14	10.24
11	道路維持	スズキ/エブリイ	41ら8704	軽貨物		15	11/27
12	福祉課	日産/ADバン	400と4112	小型貨物		23	1/19
13	健康管理	トヨタ/カロラ	400す6004	小型貨物		13	11/24
14	生涯学習	ホンダ/ステップワゴン	500の1933	小型乗用		13	3/22
15	生涯学習	スズキ/ワゴンR	580く4771	軽乗用		18	5.24
16	生涯学習	スバル/サンバー	41け9377	軽貨物		3	4/29
17	スポーツ振興	スズキ/エブリイ	480て1971	軽貨物		29	7/23
18	スポーツ振興	ダイハツ/ハイゼット	41つ4191	軽貨物		6	5/23
19	スポーツ振興		トラクター(1031)	小型特殊			
20	スポーツ振興		トラクター(1051)	小型特殊			
21	図書館	スズキ/エブリイ	480う6945	軽貨物		18	6/8

境支所

令和2年8月1日現在

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
1	集中	フィット	502の569	小型乗用		23	7.18
2	集中	日産/ADバン	400そ9312	小型貨物	○	15	9/25
3	集中	日産/ADバン	400ち186	小型貨物		16	10/28
4	集中	三菱	400ぬ1167	小型貨物		1	8/25
5	集中	ミラ/イース	581ぬ4669	軽乗用		30	9/19
6	集中	スズキ/エブリイ	480て1265	軽貨物		29	6/21
7	集中	スズキ/エブリイ	480ち2619	軽貨物		27	6/9
8	集中	ホンダ/アクティ	42あ6689	軽貨物		16	11/14
9	集中	ホンダ/アクティ	42あ6690	軽貨物		16	11/14
10	集中	ホンダ/アクティ	42あ6691	軽貨物		16	11/14
11	集中	アクティトラック	480ち8418	軽貨物		28	1.19
12	福祉課	ダイハツ/ハイゼット	480さ1162	軽貨物		23	1/20

資料編10-1 伊勢崎市役所所有車両一覧表

NO	所属	車名	登録番号	種別	広報	年式	検査日
13	保健センター	スズキ/エブリイ	480こ5053	軽貨物		22	7/14
14	庶務課	トヨタ/プレミオ	500の6425	小型乗用		13	4月2日
15	安心安全	ジムニ	880あ1632	軽特種	○	27	6.28
16	経済振興室	スバル/サンバー	480き3640	軽貨物		20	3/20
17	道路維持	ホンダ/パートナー	800さ8405	小型特種		14	1/21
18	道路維持	スズキ/エブリイ	41み8715	軽貨物		12	4/24
19	さかい聖苑	スズキ/エブリイ	480と8335	軽貨物		1	7/10
20	クリーセンター	日野デュトロ	400ち8744	小型貨物		17	11/7
21	クリーセンター	スズキ/エブリイ	41ゆ546	軽貨物		14	5/30
22	運動場	スズキ/キャリイ	41め8144	軽貨物		13	4/15
23	運動場	スズキ/エブリイ	41ゆ544	軽貨物		14	5/30
24	東公	スズキ/エブリイ	480て533	軽貨物		29	5/23
25	東公	トヨタ/ウイツ	501て294	小型乗用	○	16	2月4日
26	剛公	スズキ/エブリイ	480て660	軽貨物		29	5/28
27	剛公	スズキ/エブリイ	480と8855	軽貨物	○	1	7/30
28	采公	スズキ/エブリイ	41ら5140	軽貨物		15	9/23
29	采公	スズキ/エブリイ	480と8853	軽貨物	○	1	7/30
30	境公	スズキ/エブリイ	480と9404	軽貨物		1	8/29
31	境公	トヨタ/ウイツ	501て290	小型乗用	○	16	2月4日
32	島公	ダイハツ/ハイゼット	480う8764	軽貨物		18	7.13
33	島公	スズキ/エブリイ	480と8854	軽貨物	○	1	7/30
34	図書館	スズキ/エブリイ	480て9196	軽貨物		30	6/10
35	西中・剛小	サンバー/(トラック)	41ぬ7026	軽貨物		8	6/25
36	北中・采小	サンバー/(トラック)	41に867	軽貨物		7	10/30
37	東小	サンバー/(トラック)	41ほ8113	軽貨物		11	4/22
38	給食センター	スズキ/ワゴンR	580さ1343	軽乗用		18	12.21
39	給食センター	スズキ/キャリイ	41よ7420	軽貨物		15	4/13

救援物資集積拠点一覧表

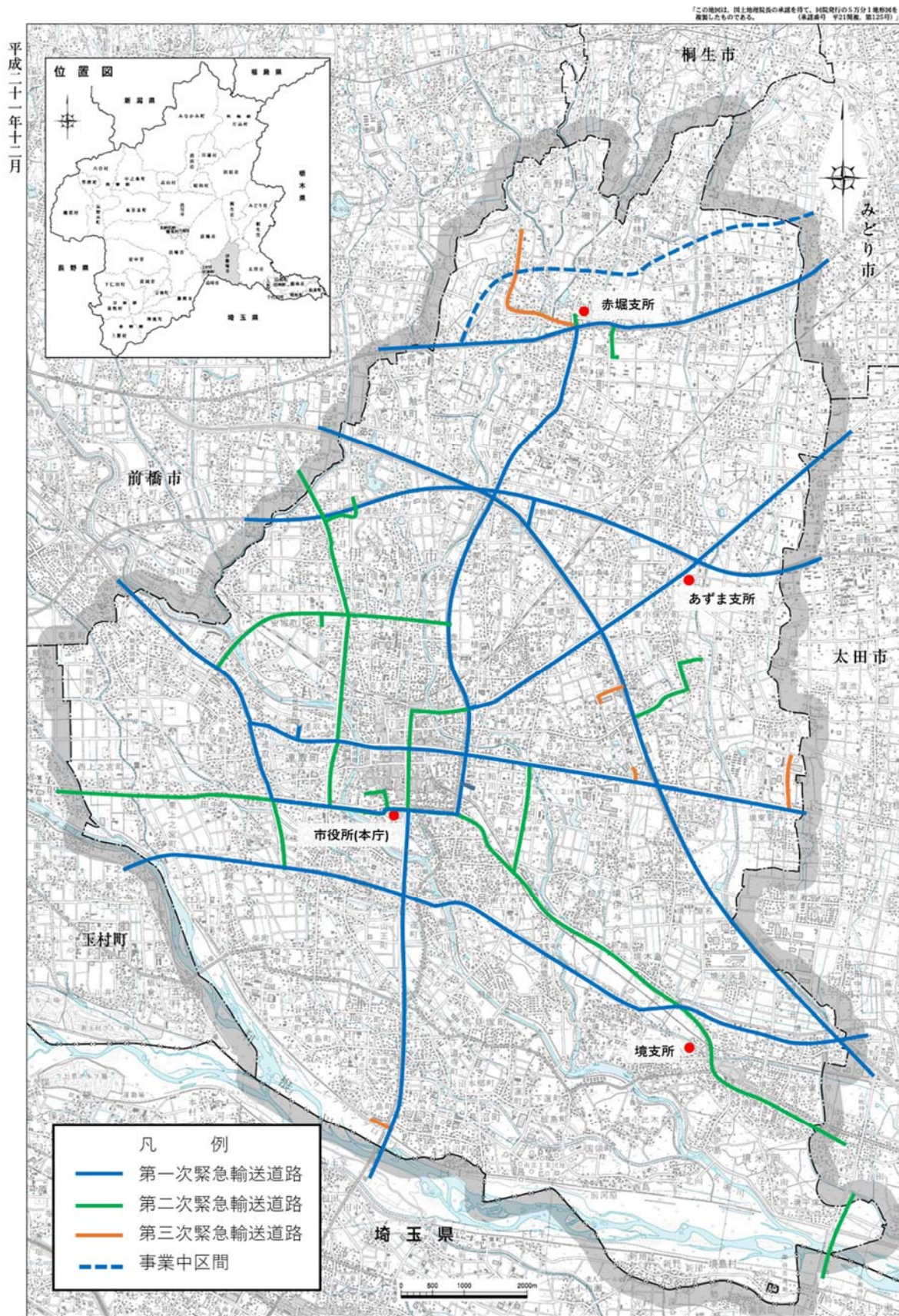
一次物資集積拠点

地区	施設名	所在地
伊勢崎地区	伊勢崎地方卸売市場	日乃出町702

二次物資集積拠点

地区	施設名	所在地
伊勢崎地区	第一中学校	茂呂町一丁目24-1
	第四中学校	下道寺町26
	名和小学校	堀口町502-1
	殖蓮第二小学校	下植木町1203
	宮郷中学校	田中島町1065
	第三中学校	波志江町1903-1
	八斗島ちびっこ広場	八斗島町1500
	伊勢崎市民病院	連取本町12-1
	いせさき市民のもり公園	山王町2663
	伊勢崎オートレース場専用駐車場	宮子町3121
赤堀地区	赤堀中央運動場	西久保町一丁目101
	赤堀香林運動公園	香林町二丁目1291-6
	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1
東地区	あずま中学校	東町2707-2
	あずま南小学校	三室町4290
	あずま北小学校	国定町二丁目1627
	あずま小学校	東町2770
	あずま総合運動場	田部井町三丁目2090
	あずまサッカースタジアム	東小保方町3236-1
	あずまサブスタジアム	田部井町三丁目1913-1
境地区	境総合運動場	境上武士846
	境北中学校	境下湊名2011-1
	境ふれあいパーク	境木島823
	利根川河川境運動場	境平塚1073
	境広瀬川緑地グラウンドゴルフ場	境中島442-1

■地震発生時に通行を確保すべき道路



資料編 10-3 緊急輸送道路

区分	路線名	道路種別	道路管理	備考
第1次	北関東自動車道	高速自動車国道	東日本高速	耐震診断義務付け道路
	一般国道17号	一般国道	国土交通省	
	一般国道50号	一般国道	国土交通省	
	一般国道354号	一般国道	県	
第1次	一般国道462号	一般国道	県	耐震化努力義務道路
	伊勢崎本庄線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎市道（伊）102号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）211号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道（伊）4-650号線	市町村道	市町村		
第2次	前橋館林線	主要地方道	県	
	伊勢崎深谷線	主要地方道	県	
	高崎伊勢崎線	主要地方道	県	
	足利伊勢崎線	主要地方道	県	
	桐生伊勢崎線	主要地方道	県	
	伊勢崎大間々線	主要地方道	県	
	伊勢崎大胡線	主要地方道	県	
	綿貫敷塚線	一般県道	県	
	境木島大間々線	一般県道	県	
	香林羽黒線	一般県道	県	
	大原境三ツ木線	一般県道	県	
	伊勢崎市道（伊）102号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）103号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）218号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）1-504号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）4-15号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）4-540号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）4-549号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（赤）112号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（赤）4-127号線	市町村道	市町村	
伊勢崎市道（境）109号線	市町村道	市町村		
伊勢崎市道（東）2-154号線	市町村道	市町村		
第3次	三夜沢国定停車場線	一般県道	県	
	伊勢崎市道（伊）8-181号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（伊）8-194号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（境）101号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（境）104号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（東）3-110号線	市町村道	市町村	
	伊勢崎市道（東）3-151号線	市町村道	市町村	

災害時ヘリポート適地一覧表

一次物資集積拠点

単位(m)

地区	施設名	所在地	面積
伊勢崎地区	伊勢崎地方卸売市場	日乃出町702	250×100

二次物資集積拠点

地区	施設名	所在地	面積
伊勢崎地区	第一中学校	茂呂町一丁目24-1	170×100
	第四中学校	下道寺町26	170×130
	名和小学校	堀口町502-1	150×120
	殖蓮第二小学校	下植木町1203	150×140
	宮郷中学校	田中島町1065	140×150
	第三中学校	波志江町1903-1	190×100
	八斗島ちびっこ広場	八斗島町1500	300×120
	伊勢崎市民病院	連取本町12-1	60×60
	いせさき市民のもり公園	山王町2663	80×140
	伊勢崎オートレース場専用駐車場	宮子町3121	50×390
赤堀地区	赤堀中央運動場	西久保町一丁目101	110×100
	赤堀香林運動公園	香林町二丁目1291-6	95×90
	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	150×150
東地区	あずま中学校	東町2707-2	250×80
	あずま南小学校	三室町4290	120×150
	あずま北小学校	国定町二丁目1627	130×90
	あずま小学校	東町2770	120×80
	あずま総合運動場	田部井町三丁目2090	120×150
	あずまサブスタジアム	田部井町三丁目1913-1	90×80
境地区	境総合運動場	境上武士846	120×220
	境北中学校	境下湊名2011-1	150×108
	境ふれあいパーク	境木島823	156×120
	利根川河川境運動場	境平塚1073	260×70
	境広瀬川緑地グラウンドゴルフ場	境中島442-1	26×110

資料編11-2 ヘリコプター保有状況一覧表

令和2年4月1日現在

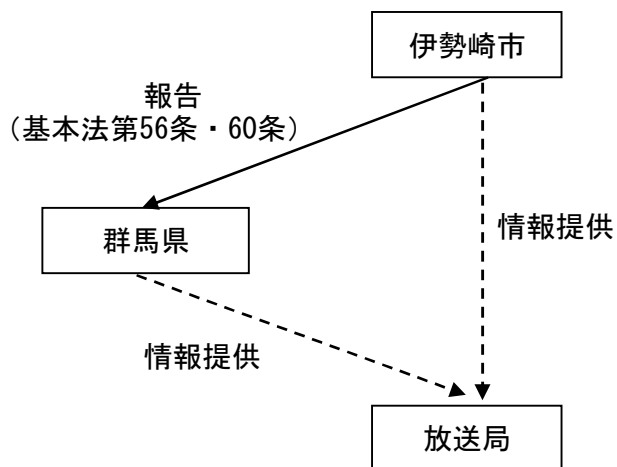
保有機関	機種	機数	全長	定員	主な装備	駐機場	備考
群馬県警察 (地域課)	アグスタ式 A109E型	1	13.0 m	8 人	救助用ホイスト装置 降下用具 担架装置 物資機外空輸装置 投光器 拡声器 テレビカメラ装置	前橋市下阿内町377-2 群馬ヘリポート内	愛称「あかぎ」
陸上自衛隊 (第12ヘリコプター隊)	CH-47	8	30.2 m	58 人	消火用バケツ(7t)の装着 が可能	榛東村大字新井 相馬原駐屯地内	輸送用大型ヘリコプター
日本赤十字社 群馬県支部 (前橋赤十字病院)	BK117 C-2	1	13.03 m	7 人	ベッドサイドモニター 除細動器 気道管理セット 人工呼吸器 超音波診断装置 各種緊急薬剤 等	前橋市朝倉町389-1 前橋赤十字病院 ヘリポート内	ドクターヘリ

一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物業（し尿）

番号	社名	番号	社名
1	(株) ファミリー	62	(有) 光山衛生社
2	伊勢崎市清掃 (株)	63	(有) 境清掃社
3	平成警備 (株)	64	東毛清掃 (株) <境>
4	(有) エムアイ水研	65	(株) 横田商事
5	豊丸総合産業 (有)	66	佐波新田清掃 (株)
6	(有) 日本物産高柳商店	67	(株) 赤堀クリーン
7	(有) 川端資源	68	(有) 小又商店
8	(株) サニタリーセンター	69	(株) 川端建工
9	(株) 十河サービス	70	桐生環境保全 (株)
10	伊勢崎環境保全 (株)	71	群馬企業 (株)
11	(有) 昭和水研	72	(有) 創栄物産
12	東毛清掃 (株) <玉村>	73	外山産業 (有)
13	(株) ヤマキ	74	(株) 藤田商店
14	村上産業 (株)	75	(株) ナカヤマプロモーション
15	(株) 丸越	76	(有) ニイサトエコー
16	(株) グローバル	77	(有) アンザワ
17	上毛警備防疫 (株)	78	(有) 笠懸
18	(株) 丸良商事	79	(株) ナカシゲ
19	(株) ぐんま東庄	80	(有) 黒澤商店
20	(株) 鴛商	81	(株) 吉原
21	新町リサイクル企業組合	82	(株) 輝本商会
22	(有) 三浦商店	83	東朋産業 (株)
23	(株) シゲン	84	(有) 中央環境メンテナンス
24	(有) クリーントレイディング赤城産業	85	(有) 飯野商事
25	(株) 佐藤企画	86	糸井商事 (株)
26	(株) アドバンティク・レヒューズ	87	(有) 島商事
27	(株) コグレ	88	五十嵐商店
28	ジー・ピークリーン (有)	89	(有) 斉田商事
29	(有) 太陽美装	90	(株) ライフコーポレーション
30	トネリサイクルシステム (株)	91	(有) ヒラタ商会
31	佐々木商事 (株)	92	あかぎホームサービス
32	(株) 吉田商事	93	(有) 大胡清掃社
33	上毛資源 (株)	94	(株) 群成舎
34	(有) 大野生研工業	95	(株) 萩原商店
35	(有) 葵企画	96	企業組合群馬中高年雇用福祉事業団
36	便利屋石崎建築	97	(株) 両毛資源開発
37	(有) 早瀬商事	98	(有) サン・シルバー
38	群馬ホームサービス	99	おだやかホームサービス
39	(株) アシスト環境システム	100	関一官業
40	(株) 小林本店	101	(株) 増田商事
41	(有) 武井紙業	102	(有) アイカ
42	(有) 高尾商店	103	(有) 宗長商会
43	(株) テシマ	104	(株) ワンアクセス
44	(有) 環境サポート	105	(株) ライフ
45	シゲン総業 (有)	106	川端建設 (株)
46	シンコウ	107	(株) 小野里
47	(有) トヨウケ資源	108	ひかり建設 (株)
48	(株) ナカダイ	109	群馬総合企画
49	東邦管理 (有)	110	(株) 荒牧
50	中村 重雄	111	(有) リサイクルセンターふれんど
51	(有) プライム	112	H&Cカンパニー
52	小久保運送 (有)	113	(株) 中央三共
53	(有) 坂東資源	114	(株) 美心
54	(株) セイモーター	115	(株) 赤松園
55	(株) 小林	116	ブエド
56	丸高産業 (株)	117	(株) ブルーアース
57	生方工業 (株)	118	大郭産業 (株)
58	エムケープラント (株)	119	クリーンライフ環境 (株)
59	丸政商事 (株)	120	(株) エムズプラン
60	尾池電業 (有)	121	(株) 小林資源
61	(有) 小野衛生社	122	関東メンテックス (株)

主なメディア	報道機関名	伊勢崎市役所 記者クラブ	群馬県
			放送を活用した 避難勧告等の伝達
新聞	上毛新聞社	○	
	読売新聞社	○	
	朝日新聞社	○	
	毎日新聞社	○	
	産経新聞社	○	
	東京新聞社	○	
テレビ AMラジオ FMラジオ	NHK（前橋放送局）	○	○
テレビ	群馬テレビ	○	○
	日本テレビ		○
	テレビ朝日		○
	TBSテレビ		○
	テレビ東京		○
	フジテレビ		○
AMラジオ	TBSラジオ		○
	文化放送		○
	ニッポン放送		○
FMラジオ	エフエム群馬		○
	いせさきFM		
短波ラジオ	ラジオNIKKEI		○

群馬県：放送を活用した避難勧告等の伝達ルート



資料編14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

No.	区 分	No.	名 称	指 定 日
1	国指定重要文化財 (6-4件)	1	埴輪男子立像	昭和33年2月8日
2		2	埴輪男子立像	昭和33年2月8日
3		3	埴輪男子倚像	昭和33年2月8日
4		4	埴輪武装男子立像	昭和33年2月8日
5	国指定史跡 (4件)	1	女堀	昭和58年10月27日 平成9年9月11日追加
6		2	十三宝塚遺跡	昭和63年1月11日
7		3	田島弥平旧宅	平成24年9月19日
8		4	上野国佐位郡正倉跡	平成26年10月6日
9	国指定天然記念物 (1件)	1	華蔵寺のキンモクセイ	昭和12年6月15日
10	県指定重要文化財 (13件)	1	下植木赤城神社石造美術群	昭和35年3月23日
11		2	天増寺宝塔	昭和35年3月23日
12		3	脇差 銘 山城國住越中守藤原正俊	昭和38年9月4日
13		4	金銅善光寺式三尊仏	昭和43年5月4日
14		5	宮子の笠塔婆	昭和48年12月24日
15		6	絹本着色白崖宝生禪師像	昭和48年12月24日
16		7	石倉文書	平成7年3月24日
17		8	相川家茶室「觴華庵」附造営文書2点「材木積り立控」「隠宅普請入用控」	平成12年3月21日
18		9	お富士山古墳所在長持形石棺	平成13年3月23日
19		10	太刀 銘 備州長船実光	昭和38年9月4日
20		11	長光寺懸仏	昭和33年3月22日
21		12	縁切寺満徳寺文書	昭和36年1月6日
22		13	石山観音の大鰐口	平成31年2月15日
23	県指定重要無形民俗文化財 (1件)	1	千本木龍頭神舞	平成18年3月24日
24	県指定史跡 (1件)	1	金井烏洲と一族の墓	昭和48年12月24日
25	県指定天然記念物 (2件)	1	連取のマツ	昭和28年 8月25日
26		2	境高校のトウカエデ	平成4年5月15日
27	市指定重要文化財 (60件)	1	同聚院の武家門	昭和41年4月12日
28		2	関重嶽著「伊勢崎風土記」ほか2点	昭和41年4月12日
29		3	教民要旨の碑	昭和41年4月12日
30		4	上植木の建長石仏	昭和41年4月12日
31		5	伊勢崎河岸の石灯籠	昭和42年2月15日
32		6	千本木龍頭神舞カシラ	昭和47年4月25日
33		7	慶長の釣灯籠	昭和48年3月5日
34		8	八寸権現山の宝塔	昭和48年3月5日
35		9	大聖寺墓地の宝篋印塔	昭和48年3月5日
36		10	富塚円福寺の宝篋印塔	昭和48年3月5日
37		11	文明の石幢	昭和48年3月5日
38		12	伊勢崎の太織	昭和48年3月5日
39		13	宮古の古文書	昭和48年3月5日
40		14	常清寺の変型板碑	昭和48年3月5日
41		15	岡屋敷の阿弥陀三尊石仏	昭和48年3月5日
42		16	新宿の変型板碑	昭和48年3月5日
43		17	上蓮の阿弥陀・地藏石仏	昭和48年3月5日
44		18	竹芳寺の梵鐘	昭和48年3月5日
45		19	脇差 銘 直勝	昭和48年3月5日
46		20	刀 銘 直道	昭和48年3月5日
47		21	森村家の文書	昭和58年3月11日
48		22	波志江権現山の磨崖種子	昭和59年11月29日

資料編14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

No.	区 分	No.	名 称	指 定 日
49		23	上西根の五輪塔	昭和59年11月29日
50		24	藍染熨斗目	平成4年2月24日
51		25	倭文神社の朱印状	平成4年2月24日
52		26	旧時報鐘楼	平成5年3月23日
53		27	蛇塚古墳出土埴輪馬	平成8年3月29日
54		28	高山1号古墳出土埴輪軛	平成8年3月29日
55		29	絹本著色稲垣平右衛門長茂像附 同重宗像	平成8年3月29日
56		30	黒羽根内科医院旧館	平成14年9月30日
57		31	旧森村家住宅	平成15年10月31日
58		32	柴町八幡神社社殿	平成16年11月30日
59		33	上毛伊勢崎領塾蔵小学内篇・外篇版木 附 同版藩校学習堂蔵印小学二冊	平成20年7月1日
60		34	今村神社旧大鏡院仁王門 附奉加帳	平成22年10月1日
61		35	天増寺橋供養地蔵尊像	平成22年10月1日
62		36	香林の木造如意輪観音坐像	平成6年4月1日
63		37	香林の石造観音菩薩坐像	平成6年4月1日
64		38	間野谷の石造層塔	平成6年4月1日
65		39	宝珠寺の五輪塔	平成6年4月1日
66		40	東小保方村分間絵図 他一括古文書	昭和48年2月21日
67		41	小泉稻荷神社奉納手洗盤	昭和48年3月22日
68		42	文化の常夜灯	昭和63年3月4日
69		43	長安寺の宝篋印塔	昭和63年3月4日
70		44	復元あずま橋と二十三夜塔	昭和63年3月4日
71		45	頼光塚	平成14年3月29日
72		46	延文二年銘鏝口	昭和42年2月10日
73		47	曼荼羅板碑	昭和42年2月10日
74		48	金井研香筆 境街糸市繁昌之図	昭和42年2月10日
75		49	東町福島家文書	昭和42年2月10日
76		50	大国神社の石幢	昭和42年2月10日
77		51	漂麦園文集1 2巻	昭和42年2月10日
78		52	金井烏洲筆 赤壁夜遊図	昭和42年2月10日
79		53	養蚕新論版木	昭和42年2月10日
80		54	島村の板倉	昭和42年2月10日
81		55	平塚赤城神社本殿	昭和42年2月10日
82		56	米岡の姥石	平成16年11月26日
83		57	平塚西光寺の馬頭観音塔	平成16年11月26日
84		58	境町五人組帳	平成16年11月26日
85		59	本妙寺の鬼子母神堂 附棟札	平成28年3月24日
86		60	福壽院の和時計	平成30年2月26日
87	市指定重要有形民俗文化財 (5件)	1	平塚の操人形及び衣装(頭等)	昭和38年8月1日
88		2	平塚の操人形及び衣装(衣装等)	昭和38年8月1日
89		3	平塚の操人形及び衣装(人形・衣装・収納箱一式)	平成16年11月26日
90		4	波志江の屋台	平成16年11月30日
91		5	茂呂の屋台	平成22年10月1日
92	市指定重要無形民俗文化財 (16件)	1	伊勢崎木遣り	平成13年6月29日
93		2	国定赤城神社奉納獅子舞	平成18年6月15日
94		3	下沢名の獅子舞	平成18年6月15日
95		4	剛志の民謡	平成18年6月15日
96		5	女塚祭礼囃子	平成18年6月15日
97		6	栄町祭礼囃子	平成18年6月15日
98		7	三ツ木祭礼囃子	平成18年6月15日
99		8	東新井の獅子舞	平成18年6月15日

資料編14-1 伊勢崎市内の指定文化財等一覧表

No.	区 分	No.	名 称	指 定 日
100	市指定重要無形民俗文化財 (16件)	9	倭文神社の田遊び	平成19年8月17日
101		10	茂呂町一丁目屋台囃子	平成25年3月26日
102		11	茂呂町二丁目屋台囃子	平成25年3月26日
103		12	南北千木町屋台囃子	平成25年3月26日
104		13	美茂呂町屋台囃子	平成25年3月26日
105		14	茂呂南町屋台囃子	平成25年3月26日
106		15	東町屋台囃子	平成26年2月25日
107		16	気楽流柔術	平成27年2月26日
108		市指定史跡 (27件)	1	権現山遺跡
109	2		お富士山古墳	昭和41年4月12日
110	3		今村城跡	昭和41年4月12日
111	4		柴宿本陣跡	昭和41年4月12日
112	5		栗庵似鳩の墓	昭和41年4月12日
113	6		稲垣平右衛門長茂の墓附累代の墓所	昭和42年2月15日
114	7		小島武堯の墓	昭和42年2月15日
115	8		関当義・重嶺父子の墓	昭和48年3月5日
116	9		丸塚山古墳	昭和52年9月9日
117	10		一ノ関古墳	平成10年12月28日
118	11		下城弥一郎・森村熊蔵の碑	昭和42年2月15日
119	12		十二所古墳	昭和46年6月10日
120	13		庚塚古墳	平成7年4月1日
121	14		赤堀城跡	平成16年8月10日
122	15		毒島城跡	平成16年8月10日
123	16		赤堀茶臼山古墳	平成16年8月10日
124	17		天幕城跡	平成16年8月10日
125	18		六道の道標とあずま道	昭和44年2月21日
126	19		旗本久永氏陣屋跡	昭和63年3月4日
127	20		鶴巻古墳	昭和44年2月21日
128	21		郷学五惇堂の碑	昭和35年3月1日
129	22		北米岡縄文文化遺跡	昭和35年3月1日
130	23		西今井中世館跡	昭和42年2月2日
131	24		旧日光例幣使道	昭和42年2月2日
132	25		村上随憲の墓	昭和42年2月10日
133	26		雷電神社古墳	昭和52年3月11日
134	27		弥勒寺音次郎・音八父子の墓	平成元年3月15日
135	市指定天然記念物 (7件)	1	同聚院の大カヤ	昭和42年2月15日
136		2	波志江の大シイ	昭和42年2月15日
137		3	上植木のサカキ	昭和42年2月15日
138		4	赤堀今井の信濃柿(マメガキ)	平成6年4月1日
139		5	塩島稲荷の大サザンカ	昭和44年2月21日
140		6	湧水あまが池	昭和63年3月4日
141		7	西福寺の大カヤ	昭和63年3月4日
142	文化庁登録有形文化財 (2件)	1	小茂田家住宅(主屋・蚕室・蔵・井戸屋)	平成16年2月17日
143		2	日本基督教団島村教会教会堂・島村めぐみ 保育園本館	平成20年4月18日

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表

指定緊急避難場所・指定避難所

令和2年12月現在

No.	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所 (100力所)
				洪水(77)	地震(102)	
1	北小学校	曲輪町28-24	0270-25-4450	○	○	○
2	図書館	曲輪町22-21	0270-23-2346	○	○	○
3	第一幼稚園	曲輪町24-26	0270-25-0320	○	○	○
4	北公民館	平和町27-32	0270-25-4547	○	○	○
5	北第二小学校	宗高町125	0270-25-4454	○	○	○
6	華蔵寺公園・市民体育館	華蔵寺町1-1	0270-23-7244	○	○	○
7	伊勢崎工業高等学校	中央町3-8	0270-25-3216	○	○	○
8	南小学校	上泉町310	0270-25-4452	○	○	○
9	伊勢崎興陽高等学校	上泉町212	0270-25-3266	○	○	○
10	南幼稚園	上泉町116	0270-25-1098	-	○	○
11	南公民館	上泉町619-1	0270-26-8333	-	○	○
12	ふくしプラザ	中央町26-22	0270-26-7733	○	○	○
13	伊勢崎清明高等学校	今泉町二丁目331-6	0270-25-5221	○	○	○
14	殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	0270-26-4561	-	○	○
15	殖蓮公民館	上植木本町2760	0270-26-4560	-	○	○
16	殖蓮中学校	上植木本町2152-2	0270-25-4445	○	○	○
17	四ツ葉学園中等教育学校	上植木本町1702-1	0270-21-4151	○	○	○
18	殖蓮第二小学校	下植木町1203	0270-25-3617	○	○	○
19	文化会館	昭和町3918	0270-23-6070	○	○	○
20	緋の郷	昭和町1712-2	0270-21-6711	○	○	○
21	教育研究所	鹿島町581-1	0270-23-2469	-	○	○
22	殖蓮小学校	上植木本町2763	0270-25-4440	○	○	○
23	第一中学校	茂呂町一丁目24-1	0270-25-4456	-	○	○
24	伊勢崎高等学校	南千木町1670	0270-40-5005	○	○	○
25	伊勢崎特別支援学校	粕川町1003	0270-25-4461	-	○	○
26	茂呂小学校	茂呂町二丁目2169-1	0270-25-4441	○	○	○
27	茂呂幼稚園	茂呂町二丁目2139-1	0270-26-4460	○	○	○
28	茂呂公民館	美茂呂町3032-7	0270-25-2671	-	○	○
29	広瀬小学校	新栄町4074-1	0270-25-4453	○	○	○
30	広瀬生涯学習館	ひろせ町4080-5	0270-23-4445	-	○	○
31	総合教育センター	今泉町一丁目233-2	0270-26-9211	○	○	○
32	児童センター	粕川町1609	0270-23-6463	○	○	○
33	隣保館	山王町1422-1	0270-23-3461	-	○	○
34	三郷公民館	波志江町1029	0270-23-1952	○	○	○
35	三郷小学校	波志江町1620	0270-25-4442	○	○	○
36	三郷幼稚園	波志江町1067	0270-23-1951	○	○	○
37	第三中学校	波志江町1903-1	0270-24-2151	○	○	○
38	伊勢崎商業高等学校	波志江町1116	0270-25-4551	○	○	○
39	青少年育成センター	波志江町2237-6	0270-23-5800	○	○	○
40	宮郷中学校	田中島町1065	0270-25-4448	○	○	○
41	宮郷幼稚園	田中島町1486-8	0270-24-4373	-	○	○
42	宮郷公民館	田中島町1102	0270-25-2356	-	○	○
43	宮郷小学校	田中島町1475-4	0270-25-4443	○	○	○
44	宮郷第二小学校	連取町3069-1	0270-40-5110	○	○	○
45	西部公園	連取本町1	-	-	○	-
46	名和公民館	堀口町492	0270-32-0034	-	○	○
47	名和小学校	堀口町502-1	0270-32-0072	○	○	○
48	名和幼稚園	堀口町260	0270-32-2080	-	○	○
49	第二中学校	堀口町237-1	0270-32-0047	○	○	○
50	上武大学	戸谷塚町634-1	0270-32-1010	○	○	○
51	いせさき市民のもり公園	山王町2663	0270-20-3333	-	○	-
52	東京福祉大学	山王町2020-1	0270-20-3671	○	○	○
53	清掃リサイクルセンター21	柴町954	0270-32-3166	○	○	○
54	坂東小学校	除ヶ町422	0270-32-7077	○	○	○
55	第四中学校	下道寺町26	0270-32-8105	○	○	○
56	豊受幼稚園	下道寺町163	0270-32-0467	-	○	○

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表

No.	施設・場所名	住所	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所 (100力所)
				洪水(77)	地震(102)	
57	豊受公民館	馬見塚町1296	0270-32-0350	○	○	○
58	豊受小学校	馬見塚町1130	0270-32-0280	○	○	○
59	市民プラザ	富塚町220-13	0270-32-9488	○	○	○
60	子供のもり公園伊勢崎	馬見塚町1808-1	0270-31-3778	-	○	○
61	赤堀公民館	西久保町二丁目81	0270-62-1153	○	○	○
62	老人いこいの家	赤堀鹿島町748	0270-62-7049	○	○	○
63	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目123-1	0270-20-2210	○	○	○
64	赤堀児童館	西久保町二丁目105	0270-63-1001	○	○	○
65	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	0270-62-3744	○	○	○
66	赤堀小学校	西久保町一丁目72	0270-62-0049	○	○	○
67	赤堀南小学校	堀下町264-1	0270-63-0055	○	○	○
68	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	0270-62-0133	○	○	○
69	赤堀東小学校	香林町一丁目260-2	0270-20-2811	○	○	○
70	赤堀南児童館	堀下町276	0270-62-8723	○	○	○
71	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目1348-1	0270-63-1616	○	○	○
72	赤堀体育館	西久保町二丁目81	0270-62-1930	○	○	○
73	あずま小学校	東町2770	0270-62-7000	○	○	○
74	あずま中学校	東町2707-2	0270-62-0054	○	○	○
75	あずま北小学校	国定町二丁目1627	0270-63-1333	○	○	○
76	あずま公民館	田部井町三丁目2090	0270-62-0115	○	○	○
77	あずま体育館	田部井町三丁目2090	0270-62-7271	○	○	○
78	あずま南小学校	三室町4290	0270-62-0132	○	○	○
79	あずまスタジアム	田部井町三丁目1908	0270-62-7271	○	○	○
80	みやまセンター	東小保方町3243-2	0270-63-0345	○	○	○
81	あずま幼稚園	東町2672-1	0270-62-0241	○	○	○
82	精神医療センター	国定町二丁目2374	0270-62-3311	○	○	○
83	境小学校	境515	0270-74-0036	○	○	○
84	伊勢崎高等特別支援学校	境492	0270-74-1991	○	○	○
85	境南中学校	境188	0270-74-0635	-	○	○
86	境体育館	境609-1	0270-74-1113	-	○	○
87	境武道館	境萩原1750-2	0270-74-3905	-	○	○
88	境公民館	境598-1	0270-74-5105	-	○	○
89	境采女小学校	境下瀨名2020	0270-76-0010	○	○	○
90	境采女公民館	境下瀨名2023-1	0270-76-0013	○	○	○
91	境北中学校	境下瀨名2011-1	0270-76-0003	○	○	○
92	境西中学校	境下武士872-2	0270-74-1068	○	○	○
93	境剛志小学校	境下武士831	0270-74-0037	○	○	○
94	境剛志公民館	境下武士862-3	0270-74-0168	-	○	○
95	旧境島小学校	境島村1968-40	0270-74-9346	○	○	○
96	境島村公民館	境島村2720	0270-74-9345	-	○	○
97	境東小学校	境米岡253-2	0270-74-0327	○	○	○
98	境東公民館	境米岡764-1	0270-74-0453	-	○	○
99	境社会福祉センター	境女塚296	0270-74-7337	○	○	○
100	境産業振興会館	境新栄13-6	-	○	○	○
101	境児童センター	境新栄12-4	0270-70-6100	○	○	○
102	境総合文化センター	境木島818	0270-76-2222	○	○	○

福祉避難所

No.	施設名	住所	電話番号
1	ふくしプラザ	中央町26-22	0270-26-7733
2	市民プラザ	富塚町220-13	0270-32-9488
3	赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目123-1	0270-20-2210
4	みやまセンター	東小保方町3243-2	0270-63-0345
5	境地域福祉センター	境上武士972-1	0270-74-5294
6	健康管理センター	連取町1155	0270-23-6675
7	障害者センター	西田町71	0270-75-5530

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表

災害時一時集合場所（一時避難地）

令和2年12月現在

No.	場所名	所在地
1	南口駅前広場	曲輪町地内
2	大手公園	大手町地内
3	乾公園	乾町地内
4	本町公園	本町地内
5	幸公園	中央町地内
6	三光公園	三光町地内
7	平和公園	八坂町地内
8	西久保公園	今泉町二丁目地内
9	三和中央公園	三和町地内
10	飯玉公園	上諏訪町地内
11	殖蓮1号公園	上諏訪町地内
12	日乃出公園	日乃出町地内
13	日乃出第二公園	日乃出町地内
14	昭和公園	昭和町地内
15	昭和第2公園	昭和町地内
16	玉椿公園	昭和町地内
17	宮前公園	宮前町地内
18	高田公園	東本町地内
19	東公園	東本町地内
20	殖蓮2号公園	下植木町地内
21	宮下公園	下植木町地内
22	下植木公園	下植木町地内
23	今泉公園	今泉町一丁目地内
24	久田津公園	今泉町一丁目地内
25	粕川公園	粕川町地内
26	遠矢公園	南千木町地内
27	茂呂中央公園	南千木町・茂呂町二丁目地内
28	北郭公園	茂呂町一丁目地内
29	美茂呂公園	美茂呂町地内
30	中川公園	ひろせ町地内
31	羽黒1号公園	茂呂南町地内
32	広瀬公園	新栄町地内
33	茂呂島公園	新栄町地内
34	グリーンパーク	波志江町地内
35	三郷1号公園	波志江町地内
36	波志江沼環境ふれあい公園	波志江町地内
37	塚越公園	安堀町地内
38	三郷2号公園	太田町地内
39	三ッ家公園	太田町地内
40	本郷公園	太田町地内
41	耆丁田公園	太田町地内
42	鶉公園	宮子町地内
43	木ノ下公園	宮子町地内
44	栗林公園	宮子町地内
45	新田公園	宮子町地内
46	貫井公園	宮子町地内
47	前田公園	宮子町地内
48	前原公園	宮子町地内
49	宮子1号公園	宮子町地内
50	宮子2号公園	宮子町地内
51	宮子3号公園	宮子町地内

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表

No.	場所名	所在地
52	宮子4号公園	宮子町地内
53	宮子西公園	宮子町地内
54	宮子東公園	宮子町地内
55	連取中央公園	連取本町地内
56	元町南公園	連取元町地内
57	上窪宿公園	連取町地内
58	上連取公園	連取町地内
59	清水公園	連取町地内
60	下窪宿公園	連取町地内
61	連取1号公園	連取町・連取元町地内
62	連取2号公園	連取町地内
63	連取3号公園	連取町地内
64	連取公園	連取町地内
65	連取諏訪公園	連取町地内
66	連取本町公園	連取町地内
67	町田公園	連取町地内
68	元町公園	連取町地内
69	薬師公園	連取町地内
70	吉原公園	連取町地内
71	大海道公園	田中島町地内
72	北上公園	田中島町地内
73	一本木公園	田中島町地内
74	金畑公園	田中島町地内
75	西部中央公園	田中島町地内
76	田尻公園	田中島町地内
77	西新井公園	田中島町地内
78	倭文の郷公園	東上之宮町地内
79	東原公園	東上之宮町地内
80	大川南公園	葦塚町地内
81	葦塚荒田公園	葦塚町地内
82	葦塚豊野公園	葦塚町地内
83	上原1号公園	山王町地内
84	山王公園	山王町地内
85	下原公園	山王町地内
86	名和公園	戸谷塚町地内
87	孫山公園	八斗島町地内
88	向島公園	八斗島町地内
89	八斗島公園	八斗島町地内
90	除ヶ1号公園	除ヶ町地内
91	除ヶ2号公園	除ヶ町地内
92	除ヶ3号公園	除ヶ町地内
93	除ヶ4号公園	除ヶ町地内
94	除ヶ5号公園	除ヶ町地内
95	七分川公園	富塚町地内
96	諏訪公園	富塚町地内
97	瀬端公園	富塚町地内
98	富塚公園	富塚町地内
99	林公園	馬見塚町地内
100	豊東公園	馬見塚町地内
101	向川原公園	馬見塚町地内
102	長沼1号公園	長沼町地内
103	長沼2号公園	長沼町地内

資料編15-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・災害時一時集合場所（一時避難地）一覧表

No.	場所名	所在地
104	長沼3号公園	長沼町地内
105	長沼4号公園	長沼町地内
106	長沼5号公園	長沼町地内
107	坂東公園	長沼町地内
108	葦川公園	上蓮町地内
109	こくりょう公園	国領町地内
110	とね公園	飯島町地内
111	羽黒2号公園	羽黒町地内
112	羽黒3号公園	羽黒町地内
113	羽黒4号公園	羽黒町地内
114	羽黒5号公園	羽黒町地内
115	羽黒6号公園	羽黒町地内
116	赤堀中央運動場	西久保町一丁目地内
117	赤堀コミュニティひろば	西久保町二丁目地内
118	赤堀ほたるの里公園	赤堀今井町二丁目地内
119	赤堀西部スポーツ公園	下触町地内
120	赤堀せせらぎ公園	掘下町地内
121	平井町公園	平井町地内
122	あずまサッカースタジアム	東小保方町地内
123	頼光塚公園	東小保方町地内
124	あずま中央公園	東町地内
125	三室西公園	三室町地内
-	(仮称) あずま南小学校区近隣公園 (指定予定)	東小保方町・三室町地内
126	国定公園	国定町二丁目地内
127	境公園	境地内
128	境ひがし公園	境地内
129	境よしの記念公園	境地内
130	境駅北公園	境美原地内
131	境くすのき公園	境美原地内
132	境上武公園	境上矢島地内
133	境伊与久沼公園	境伊与久地内
134	境田島北公園	境伊与久地内
135	境田島南公園	境伊与久地内
136	サンサンパーク	境伊与久地内
137	たての公園	境伊与久地内
138	境ふれあいパーク	境木島地内
139	境ふちな公園	境下湊名地内
140	境矢ノ原公園	境東新井地内
141	境保泉公園	境保泉地内
142	境保泉中央公園	境保泉一丁目地内
143	境御嶽山自然の森公園	境上武土地内
144	境総合運動場	境上武土地内
145	境ひろせ公園	境下武土地内
146	境島村北公園	境島村地内
147	利根川水辺ブラザ公園	境島村地内
148	島村蚕のふるさと公園	境島村地内
149	平塚公園	境平塚地内
150	平塚中央広場公園	境平塚地内
151	境風の子公園	境栄地内
152	境熊の前公園	境女塚地内
153	境早川公園	境三ツ木地内
154	境三ツ木公園	境三ツ木地内

資料編15-2 応急仮設住宅建設予定地一覧表

No.	設置場所	所在地	敷地面積 (㎡)	学区別	応急仮設住宅戸数			
					単身 (1DK)	2~3人 (2DK)	4人以上 (3K)	計
1	華藏寺公園運動施設	堤西町93	143,681	北小、北第二小、南小、殖蓮小、殖蓮第二小、三郷小	156	281	188	625
2	いせさき市民のもり公園	山王町2663番地	139,191	広瀬小、名和小、坂東小、茂呂小	114	205	137	456
3	坂東公園	長沼町244番地	20,777	豊受小	36	65	44	145
4	つなとろスポーツ広場	連取町3008-1	29,786	宮郷小、宮郷第二小	68	123	82	273
5	赤堀香林運動公園	香林町二丁目1291-6	12,457	赤堀東小	16	28	19	63
6	赤堀西部スポーツ公園	下触町873-1	20,732	赤堀南小	18	32	22	72
7	赤堀中央運動場	西久保町一丁目101	13,220	赤堀小	22	40	26	88
8	あずま総合運動場	田部井町三丁目2090	17,320	あずま小	22	40	26	88
9	あずまサッカースタジアム	東小保方町3236-1	9,849	あずま南小	24	43	29	96
10	あずまサブスタジアム及び駐車場	田部井町三丁目1913-1	17,065	あずま北小	19	33	22	74
11	境伊与久沼公園(野球場)	境伊与久3105	9,300	境采女小	22	40	27	89
12	境総合運動場	境上武士846	30,200	境小、境剛志小、境東小	18	32	22	72
13	境島村公民館駐車場	境島村2720	3,141	旧境島小	2	4	2	8
合計			466,719		537	966	644	2,149

① 児童福祉施設

(1) 保育所・保育園

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定					要配慮者利用施設※									
					広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	高川 神流川	利根川							
公立	1	第二保育所	中央町12-17	25-1959		0.5m以上3.0m未満													
	2	第三保育所	昭和町3862	25-2627		0.5m以上3.0m未満													
	3	第四保育所	寿町145-1	25-3234		0.5m以上3.0m未満													
	4	境ひので保育所	境米圃234	74-5702		0.5m以上3.0m未満	0.5m未満								0.5m以上3.0m未満				
	5	境いよく保育所	境伊与久519	76-1636		0.5m以上3.0m未満													
私立	1	ひかりのこ保育園	新栄町3850-14	25-1575		0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満										
	2	はちす保育園	上諏訪町2032-7	25-7303															
	3	やさか保育園	八坂町5-18	23-0416		0.5m以上3.0m未満													
	4	かしま保育園	鹿島町962-1	26-0243		0.5m以上3.0m未満													
	5	ひばり保育園	連取町1592	26-1647		3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満										
	6	羽黒保育園	馬見塚町230-1	32-2440		3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満						0.5m以上3.0m未満				
	7	白ばら保育園	戸谷塚町98-1	32-1400		0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満									0.5m以上3.0m未満	
	9	ひまわり保育園	柴町666-1	32-1778		0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満										0.5m以上3.0m未満
	10	わかくさ保育園	宮子町3550-1	24-8859		0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満										0.5m以上3.0m未満
	11	日乃出保育園	日乃出町1672-3	23-3477															
	12	なかよし保育園	山王町1402	23-5898		3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満										0.5m以上3.0m未満
	13	しいの美保育園	山王町625-1	40-3373		3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満										0.5m以上3.0m未満
	14	三郷保育園	波志江町2381-7	23-6122															
	15	太陽保育園	堀口町643-1	32-3370		0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満										3.0m以上5.0m未満
	16	茶々iタワー花の森保育園	大手町3-1	22-5611		0.5m以上3.0m未満			0.5m未満										3.0m以上5.0m未満
	17	こまくさ保育園	下植木町467-1	25-7107		3.0m以上5.0m未満													
	18	あかいし保育園	曲輪町24-11	25-1874		0.5m以上3.0m未満													
	19	大光寺保育園	西久保町一丁目75-2	63-5775															
20	大林寺保育園	市場町一丁目338-4	62-3600																
21	たから保育園	赤堀今井町二丁目1344	62-2237																
22	間野谷保育園	間野谷町530-79	62-6570																
23	むつみ保育園	西小保方町290-1	62-0308																
24	若竹保育園	東町2553-5	62-0269																
25	田部井保育園	田部井町二丁目450-1	63-0077																
26	青空保育園	東小保方町3813-1	40-9333																
27	ふちな保育園	境下湖名2648-1	76-0568																
28	つくし保育園	境543	74-1030		3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満								0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満	
29	めざめ保育園	境下武土827-3	74-4738		0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満													
30	あけぼの保育園	境下湖名2701-1	76-0617																
31	さかい保育園	境栄925	74-7585		0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満												0.5m以上3.0m未満	
32	すみれ保育園	境上武土983-3	74-5700		0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満												0.5m以上3.0m未満	
33	こぼと保育園	境上武土2515	74-0778		3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満							0.5m未満					0.5m以上3.0m未満	

(5) 介護老人福祉施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定					要配慮者利用施設※				
				広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川		
1	ことぶきの郷	波志江町1976-5	70-4165										
2	特別養護老人ホーム 愛老園	太田町686	23-2277	5.0m以上10m未満	5.0m以上10m未満								
3	ゆたか	馬見塚町1196-1	20-3311	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満						0.5m以上3.0m未満
4	特別養護老人ホーム 恵風荘	葦塚町848-1	21-3311	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		3.0m以上5.0m未満						
5	特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ	豊城町2780-2	26-9101										
6	特別養護老人ホーム ローズヒル	北千木町1126	40-5106	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満								
7	特別養護老人ホーム あいの詩	田中島町1169	24-3888	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		3.0m以上5.0m未満						
8	特別養護老人ホーム 銀杏の丘	境上湖名1010-1	76-7564	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満								
9	特別養護老人ホーム ぶどうの郷	宮古町128-1	20-1313	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		0.5m以上3.0m未満						
10	特別養護老人ホーム なごみ	本間町1216-1	75-6680	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満								
11	特別養護老人ホーム 小泉の杜	田部井町三丁目2017-2	62-2000										
12	特別養護老人ホーム サルビア荘	国定町二丁目2345	20-8090										
13	特別養護老人ホーム いこいの里	境上武士1017-1	74-4976	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満								
14	特別養護老人ホーム アミーキ	磯町435-1	20-2121										
15	特別養護老人ホーム Green Rose	安塚町789-3	21-1108										

(6) 介護老人保健施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定					要配慮者利用施設※				
				広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川		
1	老人保健施設 アルボース	太田町427-3	21-2700	5.0m以上10m未満	0.5m以上3.0m未満								
2	介護老人保健施設 まゆ玉	長沼町2664-1	40-3511	3.0m以上5.0m未満	0.5m未満	0.5m未満	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満
3	老人保健施設 ひまわり	連取本町12-1	25-5022	3.0m以上5.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
4	老人保健施設 鶴寿園	境百々421	74-1177		0.5m以上3.0m未満								
5	老人保健施設 旭ヶ丘	間野谷町135-1	70-5111										

(7) 通所介護

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定					要配慮者利用施設※				
				広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川		
1	デイサービス藤和の湯	連取町3039-8	27-6205	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
2	特別養護老人ホーム 愛老園	太田町686	23-2277	5.0m以上10m未満	5.0m以上10m未満								
3	ゆたか	馬見塚町1196-1	20-3312	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満						0.5m以上3.0m未満
4	社会福祉法人ことぶきの郷 居宅サービス事業所	波志江町1976-5	70-4165										
5	殖連デイサービスセンター	豊城町2780-2	26-9101										
6	恵風荘デイサービスセンター	葦塚町12	22-2020	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満						
7	ニチケアセンター伊勢崎	宮前町12	30-3020	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満								
8	いきいきデイサービス おおいど	三室町4011-3	27-7310										
9	茂呂デイサービスセンター	北千木町1126-1	40-5106	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満								
10	桑原デイサービスセンター	馬見塚町935-7	40-3800	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満						0.5m以上3.0m未満
11	坂東デイサービスセンター	堀口町935-1	31-1110	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満	0.5m未満	0.5m以上3.0m未満						0.5m以上3.0m未満

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				要配慮者利用施設※					
				広瀬川	粕川	荊川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川		
12	デイサービスあいの森	連取町2341-5	20-7222	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
13	伊勢崎市社会福祉協議会あすまデイサービスセンター	東小保方町3243-2	61-1936										
14	梅の郷大谷	宮前町1497	25-0543		3.0m以上5.0m未満								
15	銀杏の丘デイサービスセンター	境上湖名409	76-6511										
16	甘	波志江町776-3	30-5757										
17	宮郷デイサービスセンター	宮古町128-1	23-8811	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
18	デイサービスふれあい	宮子町3564-4	61-8661	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
19	伊勢崎市社会福祉協議会磯沼荘デイサービスセンター	磯町409-2	63-3660	0.5m以上3.0m未満									
20	デイサービスあいの詩	田中島町1169	24-3888	0.5m以上3.0m未満									
21	デイサービスセンター 銘仙の家	平和町19-10	20-1211	0.5m以上3.0m未満			3.0m以上5.0m未満						
22	美茂呂デイサービスセンター	美茂呂町3705	75-2170	3.0m以上5.0m未満									
23	ケアステーションあさひ伊勢崎	上諏訪町1225-22	40-7188	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
24	デイサービス桃の木	中央町14-1-2	40-7876	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
25	健康サポートげんき太田町	太田町1005	22-0840	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
26	デイサービスセンター 赤堀	市場町二丁目800-10	75-6660										
27	ケアステーションあさひ伊勢崎昭和町	昭和町1658-4	61-8600	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
28	デイサービス扶桑郷	宮子町3505-2	61-5490	0.5m以上3.0m未満									
29	デイサービスセンター あんじゅ伊勢崎店	曲沢町767-3	20-2211										
30	ケアステーションあさひ赤堀	堀下町1086	61-5570										
31	常磐の郷里	下植木町563-6	40-7377		0.5m以上3.0m未満								
32	デイサービスつばき	境伊与久3279	61-7311										
33	デイサービスえがお	田部井町三丁目172-1	75-2612										
34	デイサービスセンター 四つ葉のクローバー 南千木	南千木町1659-2	61-5665	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
35	デイサービスセンター 四つ葉のクローバー 堀下	堀下町1164	60-6555										
36	デイサービスあすまライフライン	東町2255-1	63-8751										
37	デイサービス ころの宿	曲沢町382-1	20-2556										
38	デイサービスセンター はなき	田部井町一丁目1639	27-9081										
39	せせらぎデイサービスセンター	市場町一丁目1345	63-0820	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
40	ころの蔵くればよんあいのやデイサービスセンター	間野谷町1115	61-6222										
41	デイサービスセンター なごみ	本舘町1218-6	40-7554	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
42	デイサービスセンター 日和	香林町一丁目547-3	20-2411										
43	デイフィールドつじ	赤堀今井町一丁目360-1	61-8747										
44	伊勢崎ケアセンター そよ風	柳原町19-1	30-3113	3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満						
45	デイサービス あい想	連取町2360-1	27-7000	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満						
46	デイサービスセンター 小泉の杜	田部井町三丁目2017-2	62-2000										
47	デイサービス かあむ	福島町182-1	27-6336	3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満					0.5m以上3.0m未満	
48	デイサービス 藤和の虹	連取町1785-3	27-6311	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満					0.5m以上3.0m未満	
49	みずべの杜デイサービスセンター	境島村5087-1	75-4165	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満					5.0m以上10m未満	5.0m以上10m未満

要配慮者利用施設※										
No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定			国管理河川浸水想定			
				粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川
17	こころの蔵くれよんにしのデイサービスセンター	西野町490-4	27-7111							
18	優楽舎デイサービスセンター	西久保町三丁目960-1	61-6350							
19	デイハウスななくさ伊勢崎境	境上武上857-1	61-7793	0.5m以上3.0m未満						
20	デイ薬久陽	国定町二丁目1987-1	75-2285							
21	デイサービスそらち	西久保町二丁目1453-10	75-2886							
22	デイサービスセンター 十季のあかりアズマ	上田町126-2	62-6665							
23	ケアフレンド野田	緑町8番2号	61-7480	0.5m以上3.0m未満						
24	リハビリデイふれあい	富子町3566-1	61-7702	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満			
25	レッツ倶楽部伊勢崎	北千木町887-6	61-6210							
26	通所介護星のライフ	国定町一丁目1158-1	61-6526							
27	デイサービス優の家	八斗島町1595-6	75-3723	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満			3.0m以上5.0m未満
28	株式会社ふれあいの家デイサービスセンター	三室町6181-3	20-8770							
29	デイサービスセンターはるかぜ	田部井町三丁目2734-4	20-2271							
30	デイハウスななくさ伊勢崎美茂呂	美茂呂町3973-1	21-8868	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満			
31	あいデイサービス	田中島町1185-1	30-5677	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満			
32	デイハウスななくさ	豊城町1866-1	40-6661							
33	デイサービスブチルチェ	葦塚町394-1	75-2816	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		0.5m以上10m未満			

(9) 認知症対応型通所介護

要配慮者利用施設※										
No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定			国管理河川浸水想定			
				粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川
1	グループホームのいちご	連取町2344-7	50-7281							
2	デイサービスセンターおおいど	上諏訪町1766-8	40-6777				0.5m以上3.0m未満			
3	グループホームどんぐり	葦塚町1193-9	50-7855	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		3.0m以上5.0m未満			

(10) 小規模多機能型居宅介護

要配慮者利用施設※										
No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定			国管理河川浸水想定			
				粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川
1	平成の家	安堀町785-4	23-1164							
2	小規模多機能ハウスおおたに	宮前町1497	25-0539	3.0m以上5.0m未満						
3	多機能ハウスひなたぼっこ	境保泉1553-1	74-2070	0.5m以上3.0m未満						
4	あかぼりの里	香林町二丁目1492-1	63-5533							
5	美茂呂の丘	美茂呂町3219-3	50-0110	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		0.5m未満			
6	小規模多機能あおぞら	東小保方町3813-4	61-5252							
7	小規模多機能施設広瀬	太田町687	23-2266	5.0m以上10m未満	5.0m以上10m未満					
8	ひなたぼっこ昭和館	羽黒町3-4	75-2395	3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満		0.5m未満			
9	日の出	境伊与久4092-4	76-5230							
10	小規模多機能施設うぬき	安堀町1179-1	23-2200	3.0m以上5.0m未満						

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定			要配慮者利用施設※			
					広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川
通所	8	伊勢崎地域活動支援センター	波志江町720-4	40-6462							
	9	地域活動支援センター春	波志江町651-5	23-8278							

⑥ 身体障害者社会参加支援施設（0施設）

⑦ 医療提供施設

No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定			要配慮者利用施設※			
				広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川
1	伊勢崎市民病院	連取本町12-1	25-5022	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満			
2	伊勢崎佐波医師会病院	下植木町481	24-0111		0.5m以上3.0m未満					
3	鶴谷病院	境百々421	74-0670		0.5m以上3.0m未満					
4	福島病院	鹿島町556-2	24-3456		3.0m以上5.0m未満					
5	美原記念病院	太田町366	24-3355	0.5m以上3.0m未満						
6	石井病院	波志江町1152	21-3111	0.5m以上3.0m未満						
7	原病院	境上武士898-1	74-0633	0.5m以上3.0m未満						
8	大島病院	太田町508-1	25-2428	0.5m以上3.0m未満	0.5m未満					
9	古作クリニック	日乃出町1351-8	25-3000		3.0m以上5.0m未満					

⑧ 幼稚園

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定			要配慮者利用施設※			
					広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川
市立	1	第一幼稚園	曲輪町24-26	25-0320	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満					
	2	南幼稚園	上泉町116	25-1098	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満					
	3	殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	26-4561		0.5m以上3.0m未満					
	4	茂呂幼稚園	茂呂町二丁目2139-1	26-4460	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満					
	5	三郷幼稚園	波志江町1067	23-1951							
	6	宮郷幼稚園	田中島町1486-8	24-4373	0.5m未満			0.5m以上3.0m未満			
	7	名和幼稚園	堀口町260	32-2080	0.5m以上3.0m未満			3.0m以上5.0m未満			0.5m以上3.0m未満
	8	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	62-3744							
	9	あずま幼稚園	東町2672-1	62-0241							

⑩中学校

要配慮者利用施設※													
区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定				
					広瀬川	粕川	荑川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川	
市立	1	第一中学校	茂呂町二丁目24-1	25-4456	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満					
	2	第二中学校	堀口町237-1	32-0047	0.5m以上3.0m未満								0.5m以上3.0m未満
	3	第三中学校	波志江町1903-1	24-2151									
	4	第四中学校	下道寺町26	32-8105	0.5m以上3.0m未満		0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満					0.5m以上3.0m未満
市立	5	榎蓮中学校	上榎木本町2152-2	25-4445	0.5m以上3.0m未満								
	6	宮郷中学校	田中島町1065	25-4448	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満					
	7	赤堀中学校	西久保町二丁目329-1	62-0133									
	8	あずま中学校	東町2707-2	62-0054									
	9	境北中学校	境下瀬名2011-1	76-0003		3.0m以上5.0m未満							
	10	境西中学校	境下武士872-2	74-1068	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満							
	11	境南中学校	境188	74-0635	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満		0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満

⑪高等学校

要配慮者利用施設※													
区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定				
					広瀬川	粕川	荑川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川	
公立	1	伊勢崎高等学校	南千木町1670	40-5005	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満							
	2	伊勢崎清明高等学校	今泉町二丁目331-6	25-5221	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満							
	3	伊勢崎興陽高等学校	上泉町212	25-3266	3.0m以上5.0m未満	0.5m以上3.0m未満							
	4	伊勢崎工業高等学校	中央町3-8	25-3216	0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満							
	5	伊勢崎商業高等学校	波志江町1116	25-4551									

⑫中等教育学校

要配慮者利用施設													
区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定				
					広瀬川	粕川	荑川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川	
市立	1	四ツ葉学園中等教育学校	上榎木本町1702-1	21-4151		0.5m以上3.0m未満							

⑬その他

(1) こどもの発達に関する相談及び訓練の用に供する施設

要配慮者利用施設※													
No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定					
				広瀬川	粕川	荑川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	烏川 神流川	利根川		
1	こども発達支援センター	除ヶ町410-1	32-7748	0.5m以上3.0m未満		0.5m未満	0.5m以上3.0m未満						0.5m以上3.0m未満

区分		No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				要配慮者利用施設※			
						広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川
公設	1	宮郷第二小学校放課後児童クラブ	連取町3069-3	24-8089	0.5m以上3.0m未満				利根川 0.5m以上3.0m未満				
	2	南小学校放課後児童クラブ	上泉町310	25-0440	3.0m以上5.0m未満	3.0m以上5.0m未満							
	3	殖蓮小学校放課後児童クラブ	上植木本町2763	22-1665		0.5m以上3.0m未満							
	4	三郷小学校放課後児童クラブ	波志江町1656-2	24-1017									
	5	宮郷小学校放課後児童クラブ	田中島町1400-2	61-7811		0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満			
	6	赤堀児童館放課後児童クラブ第1	西久保町二丁目105	63-1001									
	7	赤堀児童館放課後児童クラブ第2	西久保町二丁目105	63-1001									
	8	赤堀放課後児童健全育成ルーム	西久保町二丁目64-5	75-6261									
	9	赤堀南児童館放課後児童クラブ第1	堀下町276	62-8723		0.5m以上3.0m未満							
	10	赤堀南児童館放課後児童クラブ第2	堀下町276	62-8723		0.5m以上3.0m未満							
	11	赤堀南小学校放課後児童クラブ	堀下町308-2	75-6115		0.5m以上3.0m未満							
	12	赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ第1	香林町一丁目1348-1	63-1616									
	13	赤堀あさひ児童館放課後児童クラブ第2	香林町一丁目1348-1	63-1616									
	14	さく児童館放課後児童クラブ第1	国定町二丁目1795-1	61-0600									
	15	さく児童館放課後児童クラブ第2	国定町二丁目1795-1	61-0600									
	16	ざんか児童館放課後児童クラブ第1	東町2767	62-8880									
	17	ざんか児童館放課後児童クラブ第2	東町2767	62-8880									
	18	あやめ児童館放課後児童クラブ第1	三室町3484-3	62-9977									
	19	あやめ児童館放課後児童クラブ第2	三室町3484-3	62-9977									
	20	こどもNみかた	曲輪町31-3	22-3998		0.5m以上3.0m未満							
	21	こどもいらんど	曲輪町26-5	22-1169		0.5m以上3.0m未満							
	22	放課後児童クラブあかいし	曲輪町24-29	75-1338		0.5m以上3.0m未満							
	23	やさか太陽クラブ	八坂町5-15	75-3305		0.5m以上3.0m未満							
	24	yamきっず☆みなみ	上泉町253-1	070-4657-9709		0.5m以上3.0m未満							
	25	さくらんぼ児童クラブ	上植木本町1754-16	26-6266		0.5m以上3.0m未満							
	26	児童クラブ赤城	上諏訪町2032-7	25-7303									
	27	うえはす児童クラブHOP	昭和町3907	090-7230-2279									
	28	もろ児童クラブ	茂呂町二丁目2158-1	22-0635		0.5m以上3.0m未満							
	29	茂呂のぞみ児童クラブ	茂呂町二丁目2837-6	24-8221		0.5m以上3.0m未満							
	30	あおば児童クラブ	茂呂町二丁目3316	27-5933		5.0m以上10m未満							
	31	あおば児童クラブ第2	茂呂町二丁目780-3 M2ビル2F	27-4321		0.5m以上3.0m未満							
	32	あおば児童クラブ第3	茂呂町二丁目2158-2	27-4360		0.5m以上3.0m未満							
	33	あおば児童クラブ第4	茂呂町二丁目2158-2	27-9199		0.5m以上3.0m未満							
	34	あおば児童クラブ第5	茂呂町二丁目761-1	75-2744		0.5m未満							
	35	トロの家児童クラブ	波志江町1035-2	23-2997									
	36	スマイルのいえ	波志江町1525	23-3836									
	37	スマイルのいえ第2	波志江町630-2	23-3836									
38	tonan児童倶楽部華蔵寺	太田町1041-2	080-3284-0621		0.5m未満								

区分	No.	施設名	所在地	電話番号	県管理河川浸水想定				要配慮者利用施設※				
					広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川	
					0.5m以上3.0m未満 0.5m未満 0.5m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満 0.5m以上3.0m未満	
	39	ハローキヤンパス児童クラブ	田中島町1509-1	080-8814-7702	0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満				
	41	じいじとばあばの宝物 いせさき宮郷	連取町489-3	23-3330	0.5m未満				0.5m以上3.0m未満				
	42	こどもMgo	田中島町1481-13	070-4557-9625	0.5m未満				0.5m以上3.0m未満				
	43	放課後スクールiきっず	安堀町1178-4	23-5235	0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満				
	44	スマイル放課後児童クラブ	田中島町1144-1	070-2801-1278	0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満				
	45	どんぐり児童クラブ坂東教室	戸谷塚町98-1	32-1400	0.5m未満			0.5m未満	0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満
	46	tonan児童倶楽部伊勢崎坂東	除ヶ町417-1	080-3284-0621	0.5m以上3.0m未満			0.5m未満	0.5m以上3.0m未満				0.5m以上3.0m未満
	47	どんぐり児童クラブ名和教室	堀口町570	32-1400	0.5m以上3.0m未満			0.5m未満	3.0m以上5.0m未満				0.5m以上3.0m未満
	48	ゆたか児童クラブ	馬見塚町1196-1	32-3691	3.0m以上5.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				0.5m以上3.0m未満
	49	児童クラブポブラ	馬見塚町230-1	32-2440	3.0m以上5.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				0.5m以上3.0m未満
	50	ひまわり児童クラブ第一	宗高町83	21-7380				0.5m以上3.0m未満					
	51	ひまわり児童クラブ第二	宗高町83 コーポ 7Aあだち101号	21-7380				0.5m以上3.0m未満					
	52	さくら児童クラブ	柳原町104-6	070-2100-1234				0.5m以上3.0m未満					
	53	あおぞら児童クラブ	下植木町1151-2	21-0521				3.0m以上5.0m未満					
	54	うえはす児童クラブHOP III	日乃出町1347-1	090-7230-2279				3.0m以上5.0m未満					
	55	あすなろ児童クラブ	山王町1142-6	26-6501	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				0.5m未満
	56	あすなろ児童クラブ第2	山王町1142-6	26-6501	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				0.5m未満
	57	ひろせこどもの家児童クラブ	新栄町4075-6	26-4115	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				
	58	こども@みらい	連取町3080-1	61-7728	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				
	59	なのはな児童クラブ	連取町3054-1	26-8652	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				
	60	lion児童クラブ	市場町一丁目25-2	070-4563-2600									
	61	大光寺児童クラブ	西久保町二丁目397-1	63-5775									
	62	あかべこ児童クラブ	五日牛町100-7	080-5063-5420				3.0m以上5.0m未満					
	63	tonan児童倶楽部赤堀南	市場町二丁目447	080-3284-0621									
	64	tonan児童倶楽部伊勢崎北	香林町一丁目320-6	080-3284-0621									
	65	児童クラブオンリーワン	西小保方町79-1	55-1871									
	66	tonan児童倶楽部伊勢崎	田部井町二丁目1266-4	080-3284-0621									
	67	あずまの森児童クラブ	田部井町一丁目1092-1	61-7800									
	68	よつば児童クラブ	東小保方町3433-1	62-7777									
	69	学童クラブ子どもの森	東小保方町3440-7	50-0562									
	70	学童保育所すぎな教室	境515-2	74-5523	3.0m以上5.0m未満			0.5m以上3.0m未満					0.5m以上3.0m未満
	71	学童保育所第2すぎな教室	境315-1	74-1084				0.5m以上3.0m未満					
	72	学童保育所ひまわり教室	境下武士853-25	74-5841	3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満					
	73	くるみ児童クラブ	境上武士604	61-8449	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満					
	74	たけのこ児童クラブ	境米田250-1	74-5599	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満					0.5m以上3.0m未満
	75	学童保育所らねめ教室	境下湖田1968	76-4141				0.5m未満					
	76	yamきっず☆うねめ	境伊与久2762	070-3865-4828									

民設

(3) 認定こども園

要配慮者利用施設※		県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定						
区分	No.	施設名	所在地	電話番号	広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川
地方教育委員会	1	インターナショナルキッズアカデミー	連取町3016-3	23-5235	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満				
幼稚園型	2	小泉保育園	小泉町769-1	63-6727								
幼稚園型	1	愛の光幼稚園	今井町367	26-4124	0.5m以上3.0m未満		0.5m以上3.0m未満	3.0m以上5.0m未満				

(4) 認可外保育施設

要配慮者利用施設※		県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定						
区分	No.	施設名	所在地	電話番号	広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川
夜間	1	託児ルームゆうび(伊勢崎店)	連取町1527-1	22-0030	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満				
認可外	2	キッズワールド伊勢崎富子	富子町3410-4	30-1181	0.5m以上3.0m未満			0.5m以上3.0m未満				
	3	CENTRO EDUCACIONAL PLAY GROUND	宮前町289-1	22-0526		0.5m以上3.0m未満						
事業所内	4	群馬ヤクルト競サービスセンターキッズルーム	境西今井1-1	76-4391		0.5m以上3.0m未満						
	5	伊勢崎佐波医師会病院 たんぽぽ保育所	下植木町481	24-0111		0.5m以上3.0m未満						
	6	伊勢崎市民病院 なかよし保育所	連取本町12-1	25-5022	3.0m以上5.0m未満			0.5m以上3.0m未満				
病院内	7	財団法人脳血管研究所附属美原記念病院内 さくら保育園	太田町400-20	24-3355	5.0m以上10m未満							
	8	石井病院 さくらんぼ保育室	安堀町698-2(イワノブ) #A101号室	21-3111		0.5m以上3.0m未満						
	9	医療法人鶴谷病院 たけのこ保育園	境百々字辰己165-2	61-5353		0.5m以上3.0m未満						
	10	おおぞら保育園(古作クリニック)	連取町3273-3	75-5512	0.5m以上3.0m未満			3.0m以上5.0m未満				
店舗内	11	TYLCO茂呂店	茂呂町二丁目2620-5	22-1088	0.5m以上3.0m未満							
障害者施設	12	HAPPY SMILE	田中島町1144-2	080-6614-6573	0.5m以上3.0m未満			3.0m以上5.0m未満				

(5) その他の障害者施設

要配慮者利用施設※		県管理河川浸水想定				国管理河川浸水想定					
No.	施設名	所在地	電話番号	広瀬川	粕川	葦川	利根川 県央区間	早川	広瀬川	鳥川 神流川	利根川
1	デイ・アクティビティセンターまゆ	境女塚2883-1	74-0811	0.5m以上3.0m未満					0.5m未満		0.5m以上3.0m未満
2	伊勢崎市デイサービスセンター	柴町896-4	31-0680	3.0m以上5.0m未満			3.0m以上5.0m未満				
3	デイサービスセンターうえはす	上植木本町2195-2	22-4013	3.0m以上5.0m未満							
4	伊勢崎市デイサービスセンターあずま	国定町二丁目1527	62-9920								
5	中澤カフェ(ぶどうの木)	境281	74-0668	0.5m以上3.0m未満							

群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行うことをいう。
- 二 被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）
応急危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 三 被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「判定支援本部」という。）
被災した市町村の実施する応急危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 応急危険度判定士
前号の応急危険度判定業務に従事する者として知事が認定する者をいう。
- 五 応急危険度判定コーディネーター
応急危険度判定の実施にあたり、判定実施本部及び判定支援本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。
- 六 全国被災建築物応急危険度判定協議会
応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して調整を行い、応急危険度判定の実施体制の整備を行うために設置された組織をいう。

(市町村及び県等の事前準備)

- 第3条 市町村及び県は、応急危険度判定の的確な運用を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置づけるものとする。
- 2 市町村及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な地震に対し応急危険度判定の円滑な実施のため体制の整備を行うものとする。
 - 3 知事は、応急危険度判定に関する講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努める。
 - 4 知事は、別に定める群馬県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、応急危険度判定士の登録、認定又は更新に関する事務を行うものとする。
 - 5 市町村及び県は、応急危険度判定の円滑な実施のための講習会等の開催に努める。
 - 6 県は、前項のうち、前条第5号の規定に基づく応急危険度判定コーディネーターの養成に関する講習会を実施した場合には、受講した応急危険度判定コーディネーターの名簿を作成、保管するとともに、市町村は名簿を保管するものとする。
 - 7 市町村及び県は、応急危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。
 - 8 市町村及び県は、大地震等の際、応急危険度判定のための資機材が不足するときは、相互に融通するものとする。

資料編 16-1 群馬県被災建築物応急危険度判定実施要綱

(応急危険度判定士の事前準備)

第4条 応急危険度判定士は、常に判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 応急危険度判定士は、判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

(応急危険度判定の責任体制等)

第5条 この要綱による応急危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 応急危険度判定士の派遣を要請した市町村長は、判定士が実施する判定及び判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 応急危険度判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、判定の実施に係る経費を負担するものとする。

(応急危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、応急危険度判定を要すると認めるときは、判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、応急危険度判定の実施を決定した場合は、県に連絡すると共に、報道機関等を通じ市町村民に判定実施の周知に努める。
- 3 市町村長は、応急危険度判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、応急危険度判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- 5 市町村の所管課長等は、判定実施本部の実施本部長となり判定業務にあたる。
- 6 群馬県県土整備部建築住宅課長は、判定支援本部の支援本部長となる。
- 7 市町村長は、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの協力のもとに判定をすみやかに実施する。
- 8 応急危険度判定の調査方法は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める被災建築物応急危険度判定業務マニュアル等による。
- 9 知事は、被災の規模等により被災した市町村長が応急危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(応急危険度判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減又は防止するために、応急危険度判定の結果を当該建築物に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

(他の都道府県に対する支援等)

第8条 知事は、被災した市町村長からの要請を受けた場合で、地震の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、国土交通省又は他の都道府県知事に対して応急危険度判定の実施のための支援を要請するものとする。

- 2 知事は、他の都道府県知事又は国土交通省から応急危険度判定の実施のための支援要請があった場合は判定士の派遣等の支援措置を講じる。

附則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- 一 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 危険度判定支援本部 被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五 宅地判定士 被災宅地危険度判定士として知事が登録した者をいう。
- 六 判定調整員 危険度判定実施本部長と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督等を行う者として、被災宅地危険度判定業務調整員として知事が認定した者をいう。
- 七 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(市町村及び県等の事前準備)

第3条 市町村長及び知事は、危険度判定の的確な運用を図るため、基本的な事項を地域防災計画に位置づけるものとする。

- 2 市町村及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し危険度判定の円滑な実施のため体制の整備を行うものとする。
- 3 知事は、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 4 知事は、別に定める群馬県被災宅地危険度判定士登録要綱に基づき、宅地判定士及び判定調整員の登録、認定又は更新に関する事務を行うものとする。
- 5 市町村及び県は、危険度判定のための資機材の備蓄を行うものとする。
- 6 市町村及び県は、大地震等の際、危険度判定のための資機材が不足するときは、相互に融通するものとする。

(宅地判定士の事前準備)

第4条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努める。

資料編16－2 群馬県被災宅地危険度判定実施要綱

(危険度判定の責任体制等)

第5条 この要綱による危険度判定は、被災した市町村長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。
- 3 宅地判定士の派遣を要請した市町村及び県は、原則として、危険度判定の実施に係る経費を負担するものとする。

(危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、危険度判定を要すると認めるときは、危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、県に連絡すると共に、報道機関等を通じ市町村民に危険度判定実施の周知に努める。
- 3 市町村長は、危険度判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- 5 市町村の所管課長等は、危険度判定実施本部の実施本部長となり判定業務にあたる。
- 6 群馬県県土整備部建築住宅課長は、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するための危険度判定支援本部の支援本部長となる。
- 7 市町村長は、宅地判定士・判定調整員の協力のもとに、危険度判定をすみやかに実施する。
- 8 危険度判定の調査方法は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定める被災宅地危険度判定業務実施マニュアル等による。
- 9 知事は、被災の規模等により被災した市町村長が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったとき、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を軽減又は防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講じるものとする。

(他の都道府県に対する支援等)

第8条 知事は、被災した市町村長からの要請を受けた場合で、災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたるときには、必要に応じて、国土交通省又は他の都道府県知事に対して危険度判定の実施のための支援を要請するものとする。

- 2 知事は、他の都道府県知事又は国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する。

災害救助基準

令和元年10月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に加え、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設を借上げて実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(1) 建設型応急住宅 設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内	災害発生の日から二十日以内着工	1 一戸当たりの規模は二十九・七平方メートルを基準とし、地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最大2年以内 4 解体撤去及び土地の原状回復費用当該地域における実費
		(2) 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げて提供	供与期間最大2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

資料編 17-1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内						

資料編 17-1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼） 流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失、損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務養育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部学校の前期課程及の児童を含む）及び中学校生徒後期課程、中等教育学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,500円 中学校生徒 1人当たり4,800円 高等学校等生徒 1人当たり5,200円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

資料編 17-1 災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害弔慰金等の支給制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R2.4）

(1) 災害弔慰金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害(県内全ての市町村の被害が対象) 4 災害救助法を適用した都道県が2以上ある場合、全ての市町村(当該都道府県以外も含む)の被害が対象
支給対象者	災害により死亡した者の遺族
支給額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合...500万円 その他の場合...250万円
費用負担割合	市町村 1/4、県 1/4、国 2/4

(2) 災害障害見舞金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	(災害弔慰金と同じ)
支給対象者	災害により重度の障害を受けた者
支給額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合...250万円 その他の場合...125万円
費用負担割合	(災害弔慰金と同じ)

(3) 災害援護資金

根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支給機関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された自然災害(所得制限)
貸付対象者	災害により被害を受けた世帯の世帯主
貸付額	被害の程度に応じて150万円～350万円
貸付条件	貸付利率...年3%(据置期間3年～5年は無利子) 償還期間...10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

資料編 18-1 災害弔慰金等の支給制度

(4) 群馬県災害見舞金

支 給 機 関	県(危機管理室) ただし、市町村経由
対象となる災害	次のいずれか 1 災害により住家が全壊した世帯 2 災害により住家が半壊した世帯 3 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合による以下の者 イ 災害による死者または行方不明者の遺族 ロ 災害による重傷者 4 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合による以下の世帯 イ 災害により住家が床上浸水した世帯 5 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの
支 給 金 額	死者及び行方不明者 …………… 1人 30万円 重 傷 者 …………… 1人 5万円 全 壊 …………… 1世帯 10万円 半 壊 …………… 1世帯 5万円 床 上 浸 水 …………… 1世帯 2万円 (注)知事が必要と認めた場合は増減が可能
支 給 除 外	1 被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 2 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金の支給対象となる場合 3 群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱に基づく支援金の対象となる場合 4 被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合

(5) 被災者生活再建支援金

①被災者生活再建支援法

根 拠 法 令	被災者生活再建支援法
支 給 機 関	県(危機管理室) ただし、被災者生活再建支援法人に委託
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村(ただし、人口10万人未満に限る) 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村(ただし、人口10万人未満に限る)
対象となる世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

資料編 18-1 災害弔慰金等の支給制度

支給金額 ※支給金額は、右の1と2の支援金の合計額となる	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)				
	住宅の被害程度	全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円
2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)					
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)		
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円	
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円	
※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円					
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。 				

②群馬県・市町村被災者生活再建支援制度

根拠法令	群馬県・市町村被災者生活再建支援事業補助金交付要綱
支給機関	市町村
対象となる災害	1世帯以上の住宅全壊被害等(上記「①被災者生活再建支援法」の「対象となる世帯①～④」)が発生した災害
対象となる世帯	・上記「①被災者生活再建支援法」と同じ。ただし、上記「①被災者生活再建支援法」の支援対象となる世帯を除く。
支給金額	上記「①被災者生活再建支援法」と同じ
費用負担等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村から支援金を支給。 市町村が支出する支援金の2/3に相当する額を県が補助。

(6) 生活福祉資金(福祉資金-災害援護費)

貸付機関	群馬県社会福祉協議会
対象となる世帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯(65歳以上の高齢者が属する世帯に限る)
貸付金額	150万円以内
貸付条件	利率・・・年1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子) 償還期間・・・据置期間(貸付日から6月以内)経過後7年以内

住宅再建・取得の支援制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R2.4）

(1) 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

ア 建設資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けた者
資 金 使 途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得
建設する住宅の規模	住宅部分の床面積が原則13㎡以上175㎡以下
貸 付 金 額	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資金…… 1,500万円以内 ・土地取得資金…… 970万円以内 ・整地資金…… 400万円以内 (特例加算(建設資金): 460万円以内)
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅… 35年以内 ・木造(一般)の住宅… 25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

イ 購入資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	(建設資金と同じ。)
資 金 使 途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下
貸 付 金 額	〈新築購入〉 <ul style="list-style-type: none"> ・購入資金…… 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) 〈中古購入〉 <ul style="list-style-type: none"> ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅… 2,170万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅… 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算(購入資金): 460万円以内)
貸 付 条 件	利率…年1.28%(特例加算年2.18%) 償還期間 <ul style="list-style-type: none"> ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅… 35年以内 ・木造(一般)の住宅… 25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅… 35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅… 25年以内 (完済時年齢80歳制限あり)

資料編 18-2 住宅再建・取得の支援制度

ウ 補修資金

(令和2年4月現在)

対 象 者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた者。
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
補修する住宅の規模	制限なし
貸 付 金 額	補修資金…………… 660万円以内 引方移転資金…………… 400万円以内 整地資金…………… 400万円以内
貸 付 条 件	利 率…年1.28% (特例加算年2.18%) 償還期間…原則20年以内(完済時年齢80歳制限あり)

(2) 地すべり等関連住宅融資

(令和2年4月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	地すべり関連住宅 「地すべり等防止法」第24条第3項の関連事業計画に基づき移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づき除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で市町村長が発行した書類の写しを受けた方 土砂災害関連住宅 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方 密集市街地関連住宅 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋で勧告の写しの発行を受けた方
資 金 使 途	移転、建設、購入
住 宅 の 規 模	建 設…住宅部分の床面積が原則として13㎡以上 新築、リ・ユース購入…住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合40㎡)以上 新 築 敷 地 面 積…一戸建てについては、100㎡以上 リ・ユース(プラス)敷地面積…マンション以外の場合は1建築物について100㎡以上
貸 付 金 額	(移転建設資金) ・移転、建設資金…………… 1,500万円以内 ・土地取得資金…………… 970万円以内 (購入資金) ・新築…………… 2,470万円以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅… 2,170万円以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅… 2,470万円以内 (うち土地取得資金970万円以内) (特例加算：460万円以内)

資料編 18-2 住宅再建・取得の支援制度

貸付条件	利率…年 1.67% 償還期間 ・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅…………… 35年以内 ・木造(一般)の住宅…………… 25年以内 ・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅… 35年以内 ・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅… 25年以内 (完済時年齢 80 歳制限あり)
------	--

(3) 宅地防災工事資金融資

(令和 2 年 4 月現在)

根拠法令	住宅金融支援機構法
貸付機関	住宅金融支援機構
貸付対象	宅地を土砂の流出などの災害から守るため、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法による、勧告及び改善命令を受けた場合
資金使途	勧告または改善命令を受けた場合にその工事を行うための資金
貸付金額	1,060万円以内か工事費の90%のいずれか低い額
貸付条件	利率…年 1.38% 償還期間…15年以内(申込時に66歳以上だと完済時年齢80歳制限あり)

(4) 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)

(令和 2 年 4 月現在)

根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法
貸付機関	県(保健福祉事務所) 前橋市・高崎市在住の方は各市役所
対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資金使途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸付金額	200万円以内
貸付条件	利率…年 1.0% (保証人有・無利子) 償還期間…7年以内

(5) ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

(令和 2 年 4 月現在)

補助機関	県(林業振興課)
対象者および対象住宅	県内に自己の居住用の一戸建て木造住宅を新築または購入する者(構造材補助・内装材補助)または県内にある自己が居住するための住宅を改装する者(内装材補助)
補助の条件	在来軸組工法は構造材の90%以上かつ7.5㎡以上、枠組壁工法(2×4工法)は構造材の35%以上かつ7.5㎡以上ぐんま優良木材(県内産木材による認証材)を使用すること(構造材補助) 内装及び建具にぐんま優良木材を10㎡以上使用すること(内装材補助)
補助額	年度で定める募集戸数(予算額)の範囲内で補助 構造材補助: 在来軸組工法はぐんま優良木材の使用量に応じて10万円～60万円 枠組壁工法は15万円(定額) 内装材補助: 上限15万円 ・内装材 3,000円/㎡ ・建具(引戸等) 3,000円/㎡ ・建具(開き戸) 11,000円/㎡ ※構造材補助と内装材補助の併用は不可

中小企業者に対する低利融資制度

参照：群馬県地域防災計画資料編 (R2.4)

(1) 経営サポート資金(Cタイプ:災害復旧関連要件) (令和2年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課)ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	災害復旧関連要件 (Cタイプ) 県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体 であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 その他知事が特に認める災害により被害を受けた者 ※1、2、3及び5については、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 危機関連保証要件 (Fタイプ) 危機関連保証の要件に該当する特例中小企業者として市町村長から認定を受けた者
資金使途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	Cタイプは5,000万円以内(うち運転資金3,000万円以内)、Fタイプは3,000万円以内
貸付条件	Cタイプ利率…年1.1%以内、償還期間…設備資金10年以内、運転資金7年以内 Fタイプ利率…年1.1%以内、償還期間…運転資金10年以内

(2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付) (令和2年4月現在)

貸付機関	県(経営支援課)
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業者が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合…整備資金の90%以内 利率…無利子 償還期間…20年以内

(3) 政府系金融機関による貸付 (令和2年4月現在)

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度	<直貸>災害 1.5億円 (別枠) <代理貸>災害7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)	<直貸>災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乗せ)	<直貸>融資限度額の定めなし
利率	各融資制度に定められた利率	各融資制度に定められた利率	所定利率
償還期間	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 15年以内	各融資制度の返済期間以内	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 20年以内

農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

参照：群馬県地域防災計画資料編（R2.4）

(1) 助成措置

根拠法令	群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	県(技術支援課)及び市町村
助成要件	次のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めたとき 1 災害による農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール(降ひょう、竜巻又は突風(以下「局地的災害」という。)による場合は5ヘクタール)以上となった場合 2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額がおおむね5,000万円(局地的災害の場合は2,500万円)を超えた場合 3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸(局地的災害の場合は10戸)以上となった場合 4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 5 養殖業の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった場合 6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸(局地的災害の場合は5戸)以上となった場合 7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった場合 8 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの
助成対象	1 樹草勢回復のための肥料等の購入費 2 樹体被害の復旧又は補修に要する費用 3 農作物の病害虫防除に要する費用 4 蚕種の購入費 5 代替作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 6 次期作付けのための種苗等の購入費及びこれに必要な農作物の取り片付け作業に要する費用 7 農業用施設の取り片付け作業に要する費用 8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置に要する費用 9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して知事が特に必要と認めるもの

根拠法令	群馬県被災農業者向け復旧支援事業実施要領
助成機関	県(農業構造政策課)及び市町村
助成要件	農業用施設が一定規模以上の災害で被災し、農業用施設の再建等の経費を市町村が支援した場合、経費の一部を補助 補助率3/10以内(県:15/100以内、市町村:15/100以内) 助成対象は1、2を満たす者 1 群馬県農漁業災害対策特別措置条例により指定された災害により、農業用施設等に被害が生じ、被害額が10万円以上となった者 2 1に該当する旨の認定証明を市町村長から受けた者
助成対象	農産物の生産に必要な施設及び施設と一体的に復旧する附帯施設で、原形復旧見積額が10万円以上の場合

資料編 18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

(2) 経営資金

(令和2年4月現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の 30/100 以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の 10/100 以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物(5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。)の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の 30/100 以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の 10/100 以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額の 55%又は 500 万円のいずれか低い額の範囲内(知事の定める法人は 2,500 万円以内)ほか、条件により異なる
貸付条件	利 率…年 5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内、条件により異なる 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

(3) 事業資金

(令和2年4月現在)

融資機関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500 万円以内
貸付条件	利 率…年 5.5%以内 償還期間…3年以内 保 証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

(4) 農漁業用施設資金

(令和2年4月現在)

融資機関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県(技術支援課)及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に 10 万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の 80/100 に相当する額又は 1,800 万円(農業近代化資金の貸付けを受ける場合、共同利用施設にあつては 5,000 万円)若しくは 1,000 万円(農業近代化資金の貸付けを受けない場合、共同利用施設にあつては 2,000 万円)以内
貸付条件	利 率…年 4.5%以内 償還期間…15年以内(農業近代化資金の貸付けを受ける場合)又は 10年以内(農業近代化資金の貸付けを受けない場合) 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

資料編 18-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

(5) (株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け (平成 28 年 4 月現在)

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	う ち 据置期間	
農 業 関 係 資 金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業者、 土地改良区、 農協 等	0.10% ～ 0.25%	25年以内	10年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者 等	0.10%	10年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧 <主務大臣指定施設・災害復旧施設> 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農協、土地改良区、農業共済組合 等 農業者 等	0.10% 0.10%	20年以内 15年以内	3年以内 3年以内	
林 業 関 係 資 金	林業基盤整備	造林	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.10%	15年以内	5年以内
		林道	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧(補助事業)	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.10%	35年以内	20年以内
	林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.10%	20年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 木炭倉庫その他の林業用共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合	0.10%	20年以内	3年以内	
		<主務大臣指定施設> 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.10%	15年以内	3年以内	
農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.10%	10年以内	3年以内		

伊勢崎市地域防災計画

平成18年 3月28日 発行
平成19年 4月 1日 改訂 (機構改正)
平成21年 4月 1日 改訂 (機構改正)
平成24年11月16日 改訂
平成26年 3月17日 改訂
平成27年12月18日 改訂
平成29年12月21日 改訂
平成29年12月21日 改訂
令和 3年 2月 1日 改訂

編集・発行

伊勢崎市防災会議

伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市総務部安心安全課内
電話0270(24)5111